

“Hello Chiba”

ハローちば

せいかつ ほん にほんご
生活の本(やさしい日本語)

つくった 日:2024年3月

つくった ところ:

ちばけんそうごうきかくぶこくさいか
千葉県総合企画部国際課

せいかつ ほん
生活の本「ハローちば」

もくじ
目次

こま
1 困ったとき

たす ひつよう 助けが 必要なとき.....	1
がいこくじんそうだんまどぐち 外国人相談窓口.....	3

じしん たいふう かじ じゅんび
2 地震・台風・火事などのために 準備すること

いま お し 今、起きていることを 知る.....	12
いえ 家で やっておくこと.....	12
じしん 地震が きたときに すること.....	13
たいふう あめ 台風・つよい 雨.....	15
かじ 火事.....	16

やくしよ てつづ
3 役所の 手続き

じゅうしよ す ばしよ てつづ ひ こ てつづ 住所<住む 場所>の 手続き、引っ越したときの 手続き.....	17
せいど マイナンバー制度.....	17
けっこん こんいんとどけ 結婚をしたとき〔婚姻届〕.....	18
りこん おっと つま わか りこんとどけ 離婚<夫・妻と別れる>をしたとき〔離婚届〕.....	19
あか ぼ し けんこうてちょう おなかに 赤ちゃんが できたとき〔母子健康手帳〕.....	19
こ う しゅっしょうとどけ 子どもが 生まれたとき〔出生届〕.....	20
こ そだ かね じどうてあて 子どもを 育てるときのお金〔児童手当〕.....	20
し しぼうとどけ 死んだとき〔死亡届〕.....	20
じどうしゃ とち いえ か けいやく 自動車、土地、家を 買うとき、契約.....	21
か やくそく いんかんとうろく <買うときや かりるときの 約束>をするとき〔印鑑登録〕	
ざいりゅう てつづ 在留の手続き.....	21
ぜいきん 税金.....	26

4 健康管理

病院	29
医療保険<病気や けがのときに つかう保険>	30
介護保険<生活の せわを してもらうための 保険>	31
健診<体が 元気か しらべる>	31
母子健康手帳	32
予防接種<病気を ふせぐ 注射>	32

5 教育

日本の 教育	34
幼稚園・保育所	34
小学校・中学校	35
途中入学 (編入学)	35
高等学校 (高校)	35
大学・短期大学 (短大)	36
日本語教育<日本語の 勉強>	37

6 働く

日本で 働くためには	39
日本で 仕事を さがすとき	39
[ハローワーク (公共職業安定所) <仕事を さがすところ>]	
労働契約<仕事の 約束>をする	43
労働相談<仕事に 関係する 相談>	43
労働保険制度<はたらく人のための 保険>	45
年金制度<年をとったときなどに もらえる お金> (国民年金・厚生年金保険)	46

7 住む ところ

家や アパートを 借りるとき	48
電気・ガス・水道	49
引っ越し	51

8 毎日の生活

日本の祝日	52
覚えておくと便利なこと	52
ごみのすて方	53
ペットを家でかうとき	53
買い物やサービスでこまったとき	54
銀行で口座<お金をあずけるところ>をつくるとき	56
水道や電気などのお金をはらう	56
新聞	56
テレビ・ラジオ	56
図書館	57
遊びにいくところ	58

9 手紙や荷物をおくる、電話をかける

郵便	59
宅配便<荷物をおくる>	60
電話・電報<みじかい文をおくる>	60

10 交通

交通について	63
電車	63
バス	64
タクシー	64
自動車の運転	65
原動機付き自転車(原付バイク)	67
日本の交通についてまもってほしいこと	67

11 行政機関

東京にある在外公館	70
県内の市役所、町・村役場	74
国際交流協会	76

■ 助けが 必要なとき

◇**交通事故、ものを盗まれた、けがをさせられたとき(警察)**
 電話 110 (お金は かかりません)

耳がきこえない人、話ができない人:

*千葉県警察メール 110番: <http://chiba110.jp>

*千葉県警察ファックス 110番: 0120-110-294
 (お金は かかりません)

- ① 電話で 110 を おすと 警察が 話します。
- ② 名前、今いるところ、おこっていることを 言って ください。

日本語	ローマ字 Roman characters
交通事故です	Kotsu jiko desu.
泥棒です	Dorobo desu.
けんかです	Kenka desu.
場所は () です	Basho wa () desu.
住所は () です	Jusho wa () desu.
名前は () です	Namae wa () desu.
電話番号は () です	Denwa bango wa () desu.

- ③ 交通事故のときは、けがをした人を、先に助けます。救急車を よぶときは、119番に 電話して ください。だれかと 交通事故を おこしたときは、その人の 名前、自動車などの 保険の 番号、住所、電話番号を きいて ください。

◇交番(KOBAN、けいさつ の 小さな たてもの)

交番は 日本の どの まちにも あります。駅の ちかくなどに あります。

ものを とられたり、けがを させられた ときは、警察(110番)に 電話するか、ちかくの 交番に 行って ください。

警察の 人は 夜に まちを みまわります。悪いことが おこらないように します。

*警察について 相談したいとき

千葉県警察本部「相談サポートコーナー」

(電話: 043-227-9110)

月曜日から 金曜日の 午前8時30分から 午後5時15分まで。祝日は 休みです。

◇**火事、救急車(急な 病気、大きな けが)**

電話:119 (お金は かかりません)

電話で 119 を おすと 消防署が 話します。

日本語 Japanese	ローマ字 Roman characters
火事です	Kaji desu
救急車を お願いします	Kyukyusha wo Onegaishimasu
()が (病気・けが)です *いま おこっていることを いって ください。 *アレルギーなどの 注意が 必要な 話も いって ください。	() ga (Byouki/Kega) desu
場所は ()です	Basho wa () desu
住所は ()です	Jusho wa () desu.
名前は ()です	Namae wa () desu
電話番号は ()です	Denwabango wa () desu

どんな 病気や けがをしているか

日本語	ローマ字 Roman characters
出血<血が 出る>	Shukketsu
骨折<骨が おれる>	Kossetsu
火傷<あついもので からだが やける>	Yakedo
呼吸困難<息が くるしい>	Kokyu konnan
痙攣<体が 引きつる>	Keiren
胸が 苦しい	Mune ga kurushii
高熱<高い 熱が ある>	Konetsu
胃<おなか>が 痛い	I ga itai
意識不明<呼んでも こたえない>	Ishiki fumei

◇急な 病気のための 準備

①急な 病気などのときに よくいく病院を きめてください。ほかの 病院を おしえてくれたり、予約をして くれます。

②千葉県に 救命救急センターが あります。急な 病気などのとき どこへ 連絡するか 知って ください。

③健康保険証と、病院に はらう お金を 20,000円くらい、いつも 準備して ください。

④いつも いく 病院がある場合、診察券<カード>も 準備して ください。

*救急医療問診表<体の どこが わるいか 説明する 紙>(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、タガログ語、ペルシャ語)

http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/pb_medicalchecklist

◇千葉県で 夜や 休みの 日に あいている 病院

夜や 休みの日に あいている 病院などは、市町村の 広報紙<役所の 新聞>などに かいています。「ちば救急医療ネット」で みることも できます。日本語だけの 病院も あります。詳しいことは、千葉県 外国人相談に きいて ください(電話: 043-297-2966)。

・ちば救急医療ネット(日本語) <https://www.qq.pref.chiba.lg.jp/>

がいこくじんそうだんまどぐち

■ 外国人相談窓口

相談を 受ける ところ	電話	住所	ことば	あいている 日	時間
ちば国際コンベンションビュロー・千葉県国際交流センター	043-297-2966	〒261-8501 千葉県美浜区 中瀬 1-3 幕張 テクノガーデン D棟14階	英語 中国語 スペイン語 タガログ語 ベトナム語 韓国語 ネパール語 タイ語 ポルトガル語 インドネシア語 ロシア語 ヒンディー語	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 昼の12時まで と 午後1時から 午後4時まで

相談を 受ける ところ	電話	住所	ことば	あいている 日	時間
千葉市 国際 交流協会	043-245-5750	〒260-0026 千葉市中央区 千葉港2-1 千葉中央コミュ ニティセンター 2F	英語	月曜日	午前10時から 午後3時30分まで
				火曜日、 木曜日、 金曜日	午前9時から 午後4時30分まで
				水曜日、 土曜日	午前9時から 午後3時30分まで
			中国語	月曜日、 火曜日、 木曜日、 金曜日	午前9時から 午後7時30分まで
				水曜日	午後2時から 午後7時30分まで
				土曜日	午前9時から 午後3時30分まで
				韓国語	火曜日、 金曜日、 土曜日
			スペイン語	月曜日、 木曜日、 土曜日	午前10時から 午後4時30分まで
			ベトナム語	月曜日、 木曜日	午前10時から 午後4時30分まで
				水曜日	午後2時から 午後7時30分まで
ウクライナ語	火曜日、 水曜日、 金曜日	午前10時から 午後4時30分まで			
八千代市	047-487-6310	〒276-0027 八千代市村上 団地2-9-103	英語 スペイン語 ポルトガル語	月曜日から 土曜日まで	午前9時から 午後5時まで (外国語の相談は 午後1時から午後 4時まで)

相談を 受ける ところ	でんわ 電話	じゆうしょ 住所	ことば	あいている 日	じかん 時間
いちかわし 市川市	047-712-8675	〒272-8501 いちかわしやわた 市川市八幡 1-1-1	えいご 英語 ちゆうごくご 中国語 スペイン語、	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	ごぜんじ 午前10時から ごごじ 午後5時まで
	047-712-8675	〒272-0192 いちかわしすえひろ 市川市末広 1-1-31	かんこくご 韓国語、 ポルトガル語 タガログ語 ベトナム語 タイ語 ロシア語 フランス語 ネパール語 ヒンディー語 インドネシア語 クメール語 ビルマ語 ウクライナ語 マレー語		
ふなばしし 船橋市	050-3101-3495	〒273-8501 ふなばししみなとちよう 船橋市湊町 2-10-25	えいご 英語 ちゆうごくご 中国語 かんこくご 韓国語 ベトナム語 ネパール語 インドネシア語 タガログ語 タイ語 ポルトガル語 スペイン語 ヒンディー語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	ごぜんじ 午前9時から ごごじ 午後5時まで
うらやすし 浦安市	047-712-6910	〒279-8501 うらやすしねこざね 浦安市猫実 1-1-1	えいご 英語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	ごぜんじ 午前10時から ひる 昼の12時まで ごごじ 午後1時から ごごじ 午後4時まで
			フランス語 ロシア語 ポーランド語	かようび 火曜日	
			ちゆうごくご 中国語	げつようび 月曜日、 きんようび 金曜日	

1 こま 困ったとき

相談を 受ける ところ	電話	住所	ことば	あいている 日	時間
まつどし 松戸市	047-366-9151	〒271-8588 まつどしねもと 松戸市根本 387-5	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 かんこくご 韓国語 ポルトガル語 スペイン語 タガログ語 ベトナム語 ネパール語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	ごぜんじ 午前8時30分から ごごじぶん 午後4時30分まで
			たいご タイ語 ふらんすご フランス語 ひんディーご ヒンディー語 いんどネシアご インドネシア語 クメール語 ビルマ語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	ごぜんじ 午前9時から ごごじぶん 午後4時30分まで
			ろしあご ロシア語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	ごぜんじ 午前10時から ごごじぶん 午後4時30分まで
ながれやまし 流山市	04-7128-6007	〒270-0192 ながれやましへいわ 流山市平和 だい 台1-1-1	えいご 英語	げつようび 月曜日、 すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日	ごぜんじ 午前10時から ひる 昼の12時までと ごごじ 午後1時から ごごじぶん 午後4時まで
かまがやし 鎌ヶ谷市	047-442-1850	〒273-0101 かまがやし 鎌ヶ谷市 とみおか 富岡 1-1-3	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 スペイン語 タガログ語	まいしゅう 毎週 かわります 変わります	ごぜんじ 午前9時から ひる 昼の12時まで と ごごじ 午後1時から ごごじぶん 午後4時まで
かしわし 柏市	04-7168-1033	〒277-8505 かしわしかしわ 柏市柏 5- 10-1	えいご 英語	もくようび 木曜日	ごごじ 午後1時から ごごじぶん 午後5時まで
			ちゅうごくご 中国語	すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日	
			スペイン語 韓国語	げつようび 月曜日 まいつき 毎月 だい 2 かようび 第2火曜日と だい 4 かようび 第4火曜日	

1 困ったとき

相談を 受ける ところ	でんわ 電話	じゅうしょ 住所	ことば	あいている ひ 日	じかん 時間
あびこし 我孫子市	04-7183-1231	〒270-1166 あびこし 我孫子市 あびこ 我孫子4-11-1 あびこし 我孫子市民プラ ザ	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 へいご スペイン語 かんごくご 韓国語 たいご タイ語 ふらんすご フランス語	げつようび 月曜日、 かようび 火曜日、 すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日、 どようび 土曜日、 にちようび 日曜日	ごぜんじ 午前10時から ごごじ 午後5時まで
なりたし 成田市	0476-20-1507	〒286-8585 なりたし はなざきちよう 成田市 花崎町 760	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 かんごくご 韓国語 ぽるとがるご ポルトガル語 へいご スペイン語 ろしあご ロシア語 たいご タイ語 べトナムご ベトナム語 いんどねしあご インドネシア語 たがログご タガログ語 ねぱールご ネパール語 ひんディーご ヒンディー語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	ごぜんじ 午前9時から ごごじ 午後5時まで
さくらし 佐倉市	043-484-6326	〒285-0025 さくらし かぶらぎまち 佐倉市 楠木町 レインボープラ ザ佐倉	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 へいご スペイン語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで (予約して ください)	ごぜんじ 午前10時から ひるじ 昼の12時まで ごごじ 午後1時から ごごじ 午後4時まで
よつかいどうし 四街道市	043-312-6173	〒284-003 よつかいどうししかわし 四街道市 鹿渡 2001-10	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語	げつようび 月曜日、 すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日、 どようび 土曜日 よやく (予約して ください)	ごぜんじ 午前10時から ごごじ 午後3時まで

相談を 受ける ところ	電話	住所	ことば	あいている 日	時間
四街道市	043-312-6173	〒284-003 四街道市鹿渡 2001-10	英語 中国語	月曜日、 水曜日、 金曜日、 土曜日 (予約してく ださい)	午前10時から 午後3時まで
印西市	0476-33-4068	〒270-1396 印西市大森 2364-2	日本語	毎月第3 水曜日 (予約してく ださい)	午前9時から 午後4時まで
白井市	047-401-5998	〒270-1492 白井市復1123	英語 その他の言語 (翻訳機)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで
富里市	0476-93-1111	〒286-0292 富里市七栄 652-1	英語 タガログ語 シンハラ語 タミル語	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 午後5時まで
東金市	0475-50-1114	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1	英語 中国語 韓国語 スペイン語 ポルトガル語 タガログ語 ベトナム語 ネパール語	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで
			タイ語 ヒンディー語 インドネシア語 ビルマ語 マレー語	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 午後5時15分まで
			フランス語 ロシア語	月曜日から 金曜日まで	午前10時から 午後5時15分まで
			ウクライナ語	(予約して ください)	

相談を 受ける ところ	電話	住所	ことば	あいている 日	時間
茂原市	0475-20-1651	〒297-8511 茂原市道表1	英語 その他の言語 (翻訳機)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後5時まで
鴨川市	04-7093-5931	〒296-8601 鴨川市横渚 1450	英語、中国語 タガログ語 ベトナム語 韓国語、 タイ語 ネパール語 インドネシア語 スペイン語 ウルドゥー語 フランス語 ハンガリー語 ロシア語 ペルシヤ語 マレー語 ポルトガル語 (翻訳機)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
君津市	0439-54-9877	〒299-1152 君津市久保 2- 11-21	英語 中国語 韓国語 タガログ語	火曜日 木曜日 金曜日 ※電話での 相談は できません	午前9時から 午後4時まで
市原市	0436-23-9866 0436-24-3934	〒290-0073 市原市国分寺 台中央 1-1-1	英語	火曜日、 金曜日	午前9時30分から 昼の12時までと 午後1時から 午後3時30分まで
		〒290-0081 市原市 五井中央西 1-1- 25	スペイン語	毎月第1 金曜日と第 3金曜日	午後1時から 午後4時
		サンプラザ市原 2階五井支所	ポルトガル語	毎月第1 水曜日と第 3水曜日	午前9時から昼 の12時まで

◇**法テラス多言語情報提供サービス**＜法律の相談＞

法律の相談ができます。借金＜お金をかりている＞、離婚＜夫・妻と別れたい＞、労働＜しごとの問題＞、事故などについて、きくことができます。通訳がいます。日本の法律のことをおしえます。弁護士会など専門の人を紹介します。

でんわ そうだん
電話相談

電話:0570-078377

*通訳をいれて3人で話すことができます。

言葉:英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

あいている日と時間:月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

ほう ちば
法テラス千葉

電話:050-3383-5381

住所:千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2階

ほう まつど
法テラス松戸

電話:050-3383-5388

住所:松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3階

<http://www.houterasu.or.jp/chiba/>

◇**外国人のための人権相談**＜いじめられたり差別されたときの相談＞(法務省)

電話 0570-090911

言葉:英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

あいている日と時間:月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

インターネット <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

がいこくご じんけんそうだんうけつけまどぐち
外国語インターネット人権相談受付窓口

インターネットで相談できます。

いつも相談できます。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

◇東京イングリッシュライフライン(いのちの電話<自殺を ふせぐための 相談>)

電話: 03-5774-0992

言葉: 英語

あいている日と時間: 毎日 午前9時から 午後11時まで

◇SHARE外国人医療電話相談<病気や けがの 相談>

電話: 03-6803-0304

言葉: 英語:

あいている日と時間: 月曜日、水曜日、金曜日の 午前10時から 午後5時まで

◇外国人結核電話相談 (公益財団法人結核予防会)

電話: 03-3292-1218・1219

言葉: 英語、韓国語(予約してください)、中国語、ベトナム語、ミャンマー語(午前だけ)、ネパール語
(第2火曜日の午前と第3火曜日の午前だけ)

あいている 日と 時間: 毎週 火曜日の 午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで

◇外国語によるDV相談<夫や 彼氏が たたく、お金を くれぬなどの 相談>
(女性サポートセンター)

電話: 043-206-8002

言葉: 英語、中国語、韓国語、タガログ語、スペイン語、タイ語

*予約してください。

*女性が 相談できます。

*24時間、365日 相談できます。外国語は 電話の 相談が できません。直接 行って ください。

◇ファミリーセンター・ヴィオラ 外国語による福祉相談<子どもの 問題>

電話: 0438-53-3453

言葉: 英語、タガログ語、ベトナム語、タイ語

◇日本語が できる人は 下の ところに 相談できます。(千葉県)

・交通事故の 相談 電話: 043-223-2264

・法律の 相談 電話: 043-223-2249、043-223-2250

(予約して ください)

・病気や けがの 相談 電話: 043-223-3636

■今、起きていることを知る

◇千葉県防災ポータルサイト

下のようなことを知ることができます。英語・韓国語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で書いているページもあります。

- ・千葉県の地震・津波・台風など
- ・避難指示<にげてください>という連絡<情報>、避難所<にげる ところ>のあるところ
- ・あぶない場所など、すぐに知ってほしいこと
- ・天気予報（注意報・警報・雨の多さなど）
- ・電車や道路の止まっているところ
- ・電気や水道

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>

◇外国人のための情報アプリ「Safety tips」<スマホで みられます>

このアプリは、地震や津波などのときやくにたつ情報があります。いろいろなことばでみることが出来ます。

- ・下の URL からダウンロードしてください

Android: <https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.rcsc.safetyTips.android>

iPhone: <https://itunes.apple.com/jp/app/safety-tips/id858357174>

◇NHK WORLD-JAPAN<災害の情報が スマホで みられます>

地震や台風がきたときに、新しいニュースをおしえます。英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語でみることが出来ます。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/app/>

■家で やっておくこと

◇準備しておくもの

食べものはいつも多く買って置きます。災害で店にいけないときがあります。古いものから食べてください。食べたものを新しく買ってください。カセットコンロがあると、あたたかいものを食べることが出来ます。

[家にいつもおいておくもの]

- ・水(1人 1日 3リットル、1週間分)、カセットコンロ、カセットボンベ<かえのガス>、食べもの(米、カップラーメン、レトルト食品<パックのカレーなど>、おかしなど)
- ・小さいラジオ、非常用トイレ、携帯電話のバッテリー、懐中電灯<もちはこびの できる ライト>、ゴミ袋

- よく使う 薬、生理用品<ナプキンやタンポン>、粉ミルク<赤ちゃんの のむ ミルク>、オムツ
<赤ちゃん、としを とった人>など

〔にげるときに もっていくもの〕

□水、□食べもの、□携帯電話の バッテリー、□懐中電灯、□ヘルメット、防災ずきん<頭に かぶるもの>、□常備薬、□お金、□通帳、はんこ、□タオル、□服、下着、□マスク、□かっぱ、レインコート、□ティッシュペーパー、□ライター、ろうそく、□ゴミ袋など

◇家が こわれなために すること

ふるい 家や 木の 家、地面が よわいところにある 家、1階の 壁が すくない 家などは、耐震診断<どれだけ 地震につよいか しらべる>を して ください。地震に 強い 家にして ください。

大きな 家具は 動かないようにして ください。ねる 部屋や 子どもの 部屋に 大きな 家具を おかないで ください。にげるときに あぶないです。家具を おく 場所を よく 考えて ください。窓に 飛散防止フィルム<われた ガラスが とばないようにするもの>を はって ください。

「感震ブレーカー」は、地震が くと 電気を とめる 機械です。火事が おきにくいです。

◇危険な 場所や 避難場所<にげるところ>を して ください

台風や つよい 雨、津波などが きたとき、あぶない場所を 知って ください。役所の ハザードマップ <あぶない 場所を おしえる 地図>などで 知ることが できます。

避難の 場所と いく道を 知って ください。安全に にげることが できます。つよい 雨のときと 津波のときで、避難場所がちがうかもしれません。

◇防災訓練<地震などが きたときのための 練習>

日本は 地震が 多い 国です。役所や 近所で 防災訓練を するときは、必ず いって ください。地震などが きたとき、どうすればいいか 知って ください。

■地震が きたときに すること

①緊急地震速報

地震が くる すぐ まえに、緊急地震速報が テレビや ラジオに することがあります。ゆれる まえのみじかい 時間で、自分の からだを まもる 準備をして ください。

②地震が きたとき

テーブルや つくえの 下へ いって、からだを まもって ください。地震が おわるまで 待って ください。

③地震の ゆれが 止まったとき

海や 山の近くの人は すぐに にげて下さい。津波や 山くずれが くるかもしれません。

すぐに 火を止めて ください。ドアや 窓を あけて にげる 道をつくって ください。

④にげる、家族が 大丈夫か 知る

ラジオなどで 正しい 話を きいて ください。家が こわれそうなときは、にげて ください。準備して いたものをもって、くつをはいて、あるいて にげて ください。

電気の ブレーカーを 止めてから にげて ください。感震ブレーカーがあれば、機械が 電気を 止めてくれます。

はなれたところに いる 家族が 大丈夫か 知って ください。電話は できるだけ 使わないで ください。災害用伝言サービス<メッセージを のこすことが できる>を 使って ください。家族に 連絡することが できます。

・災害用伝言ダイヤル<171>

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

•Web171

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/index.html>

・携帯電話災害用伝言版

<NTT ドコモ>

<https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html> (日本語)

<https://www.nttdocomo.co.jp/english/info/disaster/index.html> (英語)

<au>

<http://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon> (日本語)

<http://www.au.com/english/mobile/anti-disaster/saigai-dengon> (英語)

<ソフトバンク>

<http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/> (日本語)

<ワイモバイル>

<http://www.ymobile.jp/service/dengon> (日本語)

⑤人を たすける

大きな 地震などのときは すぐに たすけに くることが できません。ちかくの 家の 人と 一緒に 火を けて ください。けがをした人を たすけて ください。防災訓練へ 行って、練習して ください。

⑥避難所<にげる ところ>

全ての市や町や村にあります。

お金はかかりません。誰でも使えます。泊まることができます。

ラジオなどの ニュースを きいて ください。

食べるものは ありますが、最初は 家から もってきたものを 食べて ください。

避難所では、ほかの人と たすけあいましょう。

◇津波

千葉県ちばけんの東ひがし、西にし、南側みなみがわは海うみがあります。地震じしんのあとで津波つなみがくるかもしれません。海うみのちかくにいるときに地震じしんがきたら、できるだけ海うみからとおい、高いたかところへにげてください。

<津波について 注意すること>

- ①強い地震つよ じしんがきたときは、すぐに海うみからとおい、高いたかところへにげてください。弱い地震よわ じしんでも、長いあいだゆっくりとゆれたときは、にげてください。
- ②ゆれていないときも、津波警報つなみけいほう<津波つなみがすぐにくることを知らせる>がでたときは、すぐににげてください。
- ③津波つなみは何回なんかいもきます。警報けいほうがなくなるまで家いえにかえらないでください。

地震じしんや 台風たいふうなどのときに よく つかう 日本語にほんご

避難 <small>ひなん</small>	にげること
高台 <small>たかだい</small>	高いところ
迂回 <small>うかい</small>	いつもとちがう道 <small>みち</small> をいく
安否 <small>あんび</small>	大丈夫 <small>だいじょうぶ</small> かどうか
停電 <small>ていでん</small>	電気 <small>でんき</small> が止まる
断水 <small>だんすい</small>	水道 <small>すいどう</small> の水 <small>みず</small> がでなくなる
給水車 <small>きゅうすいしゃ</small>	水 <small>みず</small> を配 <small>くば</small> る車 <small>くるま</small>
不通 <small>ふつう</small>	とおることができない

■台風たいふう・つよい 雨あめ

日本にほんには、毎年まいとし多くの台風たいふうがきます。強い風つよ かぜや雨あめで、死ぬ人し ひとやけがをする人ひとがいます。天気てんきに注意ちゅういして、はやくから準備じゅんびしてください。役所やくしょから避難情報ひなんじょうほう<にげるお知らせ>がでたときは、すぐににげてください。

◇台風たいふう・つよい 雨あめのための 準備じゅんび

- ①家のまわりをいえしらべてください。風かぜで飛とんでいきそうなものはぜんぶ家のなかへ入れてください。または、飛ばないようにしてください。川かわから水みずがきそうなところでは、家具かぐや食べ物たなどを2階かいなど家の高い場所たか ばしょへもって行ってください。
- ②電気でんきが止まるかも しれません。懐中電灯かいちゅうでんとうやラジオ、携帯電話けいたいでんわのバッテリーなどを準備じゅんびしてください。
- ③水みずが止まるかも しれません。飲むの水を準備みず じゅんびしてください。
- ④天気予報てんきよほう(警報けいほう、注意報ちゅういほう、雨あめの多さおほ)をみてください。

- ⑤ できるだけ 外へ 出ないで ください。台風が くる まえでも、電車や バスが 止まること が あります。テレビ、ラジオ、インターネットで みてください。
- ⑥ 病気の人や 子ども、あるけない人を 安全な 場所へ つれていって ください。
- ⑦ 役所の お知らせに 注意して、できるだけ はやく にげて ください。にげるのに 時間がかかると 家族がいるときは、はやくにげて ください。

◇にげる

「警戒レベル」を みて、いつ にげればいいのか 知って ください。警戒レベル3、4が 来たときは、すぐ に にげて ください。

〔警戒レベル1〕 台風などの 準備が できているか しらべて ください。

〔警戒レベル2〕 避難場所へ いく 道を たしかめて ください。

〔警戒レベル3〕 にげるのに 時間がかかると 年をとった人や あるけない人、子どもなどです。役所から 「高齢者等避難」が できます。それ以外の人は にげる 準備をして ください。

〔警戒レベル4〕 ぜんぶの人が にげて ください。役所から 「避難指示」が できます。

〔警戒レベル5〕 災害が おこりました。家や まちが こわれています。自分が 死なないように 命を まもってください。

■火事

日本の 家や アパートは 木で できています。畳や 紙の戸など、火が つきやすいものが 多く あります。火事をおこさないように いつも 注意して ください。

◇火事をおこさないために 大事なこと

- ① ベッドやふとんの上で たばこを すうことは 絶対に やめて ください。
- ② ストーブは 火が つきやすいものから とおい ところにおいて ください。
- ③ ガスコンロなどの ちかくに いないときは、必ず 火を けて ください。
- ④ 住宅用火災警報器を つける 必要が あります。
- ⑤ ふとん、服、カーテンに 火が つくかも しれません。火が つきにくいものを使って ください。
- ⑥ 火が 小さいうちに 消すことが 大事です。住宅用消火器〈火を けす 道具〉を 家において ください。
- ⑦ 家のちかくの人を 助けることが できるようにして ください。

日本にほんで生活せいにかつするとき、役所やくしよでいろいろないろいろな手続きてつづ(住民登録じゅうみんとろく、出生届しゅっしょうとどけ、婚姻届こんいんとどけ、離婚届りこんとどけ、死亡届しぼうとどけ、印鑑登録いんかんとうろく、国民健康保険こくみんけんこうほけん、税金ぜいきんなど)がひつよう必要すです。あなたあなたが住すんでいる市区町村しくちやうそんの役所やくしよでほとんどのてつづ手続きてつづができます。これらのてつづ手続きてつづをするといろいろなものものをもらうことができます。

■ 住所<住む 場所>の 手続き、引っ越したときの 手続き

住所<住む 場所>を役所やくしよにおしえて ください。日本人にほんじんと おなじように、外国人がいこくじんも 住民票<住所を証明する 紙>をもらうことができます。

◇新しく 日本へ きた人

日本にほんへ 入はいったとき、空港くうこうなどで 在留カードざいりゅうを もらった人は(*)は、住所じゅうしょが きまってから 14日以内かいないに、役所やくしよで 手続きてつづをしてください。在留カードざいりゅうを もっていって ください。
(*)パスポートに「在留カードを 後日 交付する<あとで わたす>」と 書かかれた人は、パスポートを もっていって ください。

◇引っ越した人

中長期在留者ちゆうちゆうざいりゅうしゃの人ひとで 日本にほんのなかで 住所じゅうしょが かわったときは、引っ越した 日ひから 14日以内かいないに、役所やくしよで 手続きてつづをしてください。在留カードざいりゅうを もっていって ください。

■ マイナンバー制度

住民票じゅうみんひょうがある 外国人がいこくじん (中長期在留者ちゆうちゆうざいりゅうしゃ、特別永住者とくべつえいじゅうしゃなど)は、日本人にほんじんと おなじように 役所やくしよから マイナンバーばんごうという 番号ばんごうを もらいます。マイナンバーは 12 この 数字すうじです。1人ひとりに 1つ 番号ばんごうが あります。この 番号ばんごうは、保険ほけん、年金ねんきん、税金ぜいきんの手続きてつづや、地震じしんなどのとき、生きているか どうか し知るために つかいます。

◇マイナンバーカード

マイナンバーカードを うけ取るには、申しこむ必要ひつようが あります。郵送ゆうそうやスマートフォン、パソコンなどで、申しこむことが できます。マイナンバーカードは、身分証明書みぶんしょうめいしょとして つかうことが できます。役所やくしよのサービス、オンラインの税金ぜいきんの手続きてつづ など も つかうことが できます。また、在留資格ざいりゅうしかくの手続きてつづを オンラインで も うちこむことが できます。

(マイナンバー について)

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

■ 結婚をしたとき〔婚姻届〕

日本で結婚する場合、日本人は住んでいるところの役所に戸籍謄本を出してください。外国人は下に書いてあるものを出してください。外国語の場合は、日本語の翻訳も必要です。自分の国の大使館か領事館で手続きするときは、婚姻届受理証明書を提出してください。役所でもらえます。在留や住所について変わることがある場合も、手続きが必要です。詳しいことは、市区町村の役所にきいてください。

〔必要なもの〕

- ①婚姻届出書(市区町村の役所にあります。)
- ②婚姻要件具備証明書(今、ほかの人と結婚していないことを書いた紙です。自分の国の政府がつくったものです。戸籍がある国の人は、戸籍謄本のことです。)
 - ・日本にある大使館か領事館でつくってもらいます。
 - ・日本語以外のことばでかかっている場合は、日本語の翻訳がいります。翻訳した人の名前が必要です。
- ③パスポート
 必要なものについては、市区町村の役所にきいてください。

■ 離婚<夫・妻と別れる>をしたとき〔離婚届〕

どちらかが日本人の場合、夫と妻の両方が別れたいと思ったら、話し合って離婚することができます。住んでいるところの役所に下に書いてあるものを出してください。夫と妻の両方が外国人の場合は、離婚ができません。詳しいことは、両方の国の大使館か領事館と、今住んでいるところの役所にきいてください。

〔必要なもの〕

- ①離婚届
- ②日本人配偶者<夫や妻>の戸籍謄本
- ③日本人配偶者の住民票
- ④パスポート
 必要なものについては、市区町村の役所にきいてください。

■ おなかに赤ちゃんができたとき〔母子健康手帳〕

おなかに赤ちゃんができたときは、役所に妊娠届<赤ちゃんができましたというしらせ>を出してください。「母子健康手帳」をもらうことができます。子どもの予防接種<病気をふせぐ注射>や健康診査<体重や検査の結果>などのことをかくノートです。(→32ページ)
 詳しいことは、市区町村の役所にきいてください。

■ 子どもが 生まれたとき〔出生届〕

◇国籍

親の どちらかが 日本人で、結婚の届を 役所に 出している人の 子どもは 日本国籍を とることが できます。日本以外の 国籍も 両方とる 人は、22歳までに どちらかの 国籍を えらんで ください。親が 2人とも 外国籍の場合は、日本で 生まれても 日本国籍を とることが できません。親の国の 法律を みてください。

◇生まれたときの 手続き

- ① 子どもが 生まれてから 14日以内に、生まれた ところの 役所の 住民課に 出生届を 出して ください。出生届の 紙は、役所にも ありますが、ふつう、子どもが うまれた 病院で もらえます。
・出生届といっしょに、役所に 母子健康手帳を もって行って ください。出生届出済証明<役所の 印鑑>がもらえます。子どもが いる人が もらえる お金があります。子どもが 病院へ いくときに かかる お金や、児童手当<子どもを 育てるときに かかる お金>、出産育児一時金<子どもが 生まれたときに もらえる お金>(国民健康保険に はいっている人だけ)などです。この 手続きも 市区町村の 役所で いっしょに します。
- ② 自分の 国の 大使館か 領事館に 出生届を 出して ください。子どもの パスポートを つくっても らうことが できます。
- ③ 日本で 生まれた 子どもが、60日以上 日本に いる 場合は、在留資格の 取得許可申請が 必要です。子どもが 生まれてから 30日以内に 住んでいる ところの 出入国在留管理局へ 行って ください。(→24 ページ 生まれた 子どもの 在留資格を とるを みてください)

■ 子どもを 育てるときのお金〔児童手当〕

子どもを 育てている人は、子どもが 中学校を 出るまで、児童手当を もらうことが できます。子ども 1人で、毎月 1万円です。3歳に なる まえの 子どもと、3人目からの 子どもが 小学生までの あいだは、1万5千円(2012年4月から)です。

このお金をもらうには、住んでいる ところの 役所で 手続きが 必要です。詳しいことは、役所に きいて ください。

■ 死んだとき〔死亡届〕

人が 死んだときは、7日以内に 住んでいる ところの 役所で 死亡届を 出して ください。医者が 検死官<死んだ人のことを しらべる人>が つくった 死亡診断書を もって行って ください。自分の 国の 大使館か 領事館にも しらせて ください。死んだ人の 在留カードは 出入国在留管理局へ か えて ください。

■ 自動車、土地、家を 買うとき、契約<買うときや かりるときの 約束>をする とき〔印鑑登録〕

日本では、印鑑をよく使います。「ハンコ」ともいいます。サイン<名前を書くこと>と同じ意味があります。住んでいるところの役所で印鑑登録の手続きをした印鑑を「実印」といいます。印鑑登録をすると、「印鑑登録証(カード)」をもらうことができます。自動車、土地、家を 買うときや、ものを買ったり売ったりする契約のとき、実印や印鑑登録証明書が必要です。印鑑登録証明書は、住んでいるところの役所でつくってもらえます。印鑑登録証をもって行ってください。

■ 在留の 手続き

日本で生活するときは、出入国在留管理局で在留の手続きが必要です。出入国在留管理局では、パスポートに上陸許可証印を つけます。上陸許可証印には、「在留資格(日本でできること)と、「在留期間(いつまで日本に いることができるか)が 書いてあります。在留資格に 書いていないことをするときや、在留期間を すぎて日本に いたいときは、出入国在留管理局で 手続きしてください。この 手続きをしないと、日本に いられなくなることが あります。

入国・在留資格について 詳しいことは、出入国在留管理局(→23 ページ)か、下の「外国人在留支援センター」や、「外国人在留総合インフォメーションセンター」にきいて ください。

◇外国人在留支援センター(FRESC)

(月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後5時まで)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階

電話 0570-011000

電話 03-5363-3013(IP、外国から)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語

センターの 中にある 役所

出入国在留管理庁

…外国人が 住んでいる 町を 助ける ところ

…出入国在留管理庁にある 書類や 情報の 開示請求<情報が 見られるように たのむ>が できる ところ

東京出入国在留管理局四谷分庁舎(→22 ページ)

…日本に 住んでいる 外国人や、外国人と 働きたい 会社の 人が相談する ところ

とうきょうほうむきよくじんけんようごぶ
東京法務局人権擁護部

…差別を 受けた 外国人が 相談できる ところ

ほう
法テラス

…法律の 相談が できる ところ

とうきょうろうどうきよくがいこくじんとくべつそうだん しえんしつ
東京労働局外国人特別相談・支援室

…仕事で 困っている 外国人を 助ける ところ

とうきょうがいこくじんこよう
東京外国人雇用・サービスセンター

…高度外国人材<専門の 知識や 技術を 持つ 外国人>が 仕事を 探すとき 助ける ところ

がいむしょう
外務省ビザ・インフォメーション

…ビザについて 相談できる ところ

にほんばうえきしんこうきこう
日本貿易振興機構(ジェトロ)

…高度外国人材と 仕事がしたい 会社を 助ける ところ

◇東京出入国在留管理局四谷分庁舎

げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ
(月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後5時まで)

そうだん い まえ でんわ
相談に 行く前に 電話か ホームページで 予約して ください。

よやくせんようでんわ げんご えら
予約専用電話: 03-5363-3025 (18言語から選ぶことができます。)

よやくせんよう
予約専用フォーム:

にほんご
日本語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-jpn>

えいご
英語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-eng>

えいご ちゅうごくご かんこくご べいご スペインご タガログご ベトナムご タイご インドネシアご、ネ

パールご

◇外国人在留総合インフォメーションセンター

げつようび きんようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん
(月曜日から 金曜日の 午前8時30分から 午後5時15分まで)

とうきょう
東京

〒108-8255 とうきょうとみなとくこうなん しゅつにゆうこくざいりゆうかん りきよくない
東京都港区港南5-5-30 出入国在留管理局内

でんわ
電話 0570-013904

でんわ
電話 03-5796-7112 (IP、外国から)

メール info-tokyo@i-moj.go.jp

◇外国人総合相談支援センター＜外国人が相談できる場所＞

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階
しんじゅく多文化共生プラザ内

TEL 03-3202-5535

英語、中国語：月曜日から 金曜日（毎月第2水曜日と 第4水曜日は 休み）

ポルトガル語、スペイン語：月曜日、火曜日、水曜日

タガログ語：金曜日

インドネシア語：火曜日

ベトナム語：月曜日、水曜日

在留資格の種類と在留期間

A. 活動(何をするか)で きまる 在留資格

1. 働くことができる

在留資格	在留期間
外交	外交の 仕事を する あいだ
公用	5年、3年、1年、3 か月、30日か 15日
教授	5年、3年、1年か 3 か月
芸術	5年、3年、1年か 3 か月
宗教	5年、3年、1年か 3 か月
報道	5年、3年、1年か 3 か月
高度専門職	1号は 5年、2号は おわる ひが ありません
経営・管理	5年、3年、1年、6 か月、4 か月か 3 か月
法律・会計業務	5年、3年、1年か 3 か月
医療	5年、3年、1年か 3 か月
研究	5年、3年、1年か 3 か月
教育	5年、3年、1年か 3 か月
技術・人文知識・国際業務	5年、3年、1年か 3 か月
企業内転勤	5年、3年、1年か 3 か月
介護	5年、3年、1年か 3 か月
興行	5年、3年、1年、6 か月、3 か月か 30日
技能	5年、3年、1年か 3 か月
技能実習	法務大臣が 決めた あいだ
特定技能	1号:1年、6 か月か 4 か月ごとの 更新＜長くする＞。 2号:3年、1年、6 か月

2. 働くことができない

ざいりゅうしかく 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間
ぶんかかつどう 文化活動	3年、1年、6か月か 3か月
たんきたいざい 短期滞在	90日、30日か 15日
りゅうがく 留学	法務大臣が 決めた あいだ (4年3か月まで)
けんしゅう 研修	1年、6か月か 3か月
かぞくたいざい 家族滞在	法務大臣が 決めた あいだ (5年まで)

3. 何をすることで働くことができるか きまる

ざいりゅうしかく 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間
とくていかつどう 特定活動	5年、3年、1年、6か月、3か月か 法務大臣が 決めた あいだ。 5年まで。

B. 日本に 長くいる人の 在留資格

ざいりゅうしかく 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間
えいじゅうしゃ 永住者	終わる 日は ありません
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	5年、3年、1年か 6か月
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等	5年、3年、1年か 6か月
ていじゅうしゃ 定住者	5年、3年、1年、6か月か 法務大臣が 決めた あいだ。5年ま で。

◆出入国在留管理局

とうきょうしゅうつにゅうこくざいりゅうかんにりきよく
・東京出入国在留管理局
とうきょうとみなとくこうなん
東京都港区港南5-5-30
でんわ
電話: 0570-034259

03-5796-7234 (IP, 外国から)

いき方: JR品川駅東口の ⑧番乗り場から バスに のります。「品川埠頭循環」か「東京入管 出入国
在留管理局前折り返し」へ いく バスです。「東京 出入国在留管理局前」で おります。
または、東京モノレールか りんかい線(埼京線と つながっています)の「天王洲アイル駅」
から 15分 あるきます。

時間: 月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

東京出入国在留管理局 千葉出張所

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター内
電話:043-242-6597

いき方:JR 総武線 千葉駅で 千葉都市モノレールに のりかえて ください。「市役所前」駅から 2分
あるきます。

または、JR 京葉線の「千葉みなと」駅から 10分 あるきます。

時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

◇在留期間の 更新<長くする>

在留期間を 長くしたい 場合は、住んでいる ところの ちかくの 出入国在留管理局で 更新の 手続きを してください。在留期間が おわる まえに 手続きを してください。在留期間が 6 か月以上 ある 場合は、在留期間が おわる 3 か月くらい まえから 手続きをすることが できます。

[必要なもの]

- ① 在留期間更新許可申請書
 - ② 規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ パスポート または 在留資格証明書
 - ④ 在留カード または 外国人登録証明書
- 手続きに かかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はらいます)

◇在留資格の 変更<変える>

今の 在留資格と ちがうことを したい場合は、在留資格変更の 手続きが 必要です。

[必要なもの]

- ① 在留資格変更許可申請書
 - ② 規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ パスポート または 在留資格証明書
 - ④ 在留カード または 外国人登録証明書
- 手続きに かかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はらいます)

◇生まれた 子どもの 在留資格を とる

日本で 生まれた 子どもが 60日以上 日本に いる 場合は、両親が 家族が、住んでいる ところの ちかくの 出入国在留管理局で 在留資格の 取得許可の 手続きを してください。生まれてから 30 日以内に 手続きを してください。

在留資格の 取得許可の 手続きをする まえに、市区町村の 役所に 出生届を 出して ください。日本にある 自分の 国の 大使館や 領事館にも 出生届を 出して、パスポートを もらうことが 必要

です。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ① 在留資格取得許可申請書
ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせいしよ
- ② 出生証明書<生まれたことを 証明する 紙>
しゅっしゅうしやうめいしよ う しやうめい かみ

*このほかに 必要なものがあるかもしれません。詳しいことは、出入国在留管理局か 外国人在留総合
インフォメーションセンターに きいて ください。
てつづ かね
手続きに お金は いりません。

しかくがいかつどうきよか ◇資格外活動許可

いま もっている 在留資格 以外で お金を もらうことをしたい 場合は、資格外活動許可が 必要で
す。例えば、留学生が アルバイトをする 場合などです。先に 手続きをして ください。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ① 資格外活動許可申請書
しかくがいかつどうきよかかしんせいしよ
- ② 何をするかを 正しく 書いた 紙
なに ただ か かみ
- ③ パスポート または 在留資格証明書
ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせいしよ
- ④ 在留カード または 外国人登録証明書
ざいりゅう がいこくじんとろくしやうめいしよ

てつづ おかね
手続きに お金は いりません。

さいにゅうこくきよか ◇再入国許可

いまの 在留期間の あいだに、日本を 出て、また 日本に もどる 場合は、再入国許可を とって く
ださい。新しく ビザをとる 必要が なくなります。

再入国許可を とって 日本を 出た人は、きまった 日までに 日本へ もどれば、新しく 外国人の
登録をする 必要は ありません。再入国許可は、1回のもので、何回でも つかえるものがあります。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ① 再入国許可申請書
さいにゅうこくきよかかしんせいしよ
- ② パスポート
- ③ 在留カード、外国人登録証明書か 特別永住者証明書
ざいりゅう がいこくじんとろくしやうめいしよ とくべつえいじゅうしやしやうめいしよ

ねだん:1回のもものは 3,000円、何回でも つかえるものは 6,000円です。(どちらも 収入印紙で はら
って ください)

さいにゅうこくきよか *みなし再入国許可

有効な パスポートか 在留カードを もっている 外国人が 日本を 出て、1年以内に もどってくる
場合は、ふつう、再入国許可を とる 必要は ありません。(日本を 出るとき、必ず 在留カードを み
せて ください。)

くわ しゅつにゅうこくざいりゅうか ん りきよく がいこくじんざいりゅうしやうめいしよ
詳しいことは、出入国在留管理局か 外国人在留総合インフォメーションセンターに きいて ください。

◇永住<ずっと> 日本に すむの 許可

永住許可は、ほかの 在留資格より とることが むずかしいです。

[必要なこと]

- ① いつもの 生活の 様子が よいこと<わるいことを していない>
- ② 十分な お金がある、または 安定した 仕事があること
- ③ その人の 永住が 日本にとって よいと わかること

日本人、永住者、特別永住者の 配偶者<夫や 妻>か 子の 場合、①か ②に 当てはまる 必要は ありません。難民の 認定を 受けている人の 場合、②に 当てはまる 必要は ありません。注意してください。

*もししこむ人の 在留資格によって 出す 必要なものが ちがいます。出入国在留管理局に きいてください。

<https://www.moj.go.jp/isa/>

手続きにかかる お金は 8,000円です。(収入印紙で はらって ください)

■ 税金

日本に 住む人は、国籍に 関係なく、税金を はらう 必要が あります。これは 法律で きまっています。税金には、所得税(国に はらう)、住民税(県や 市町村に はらう)、消費税(買い物などのときに はらう)、自動車税(自動車をもっている人が はらう)などがあります。

◇相談できる ところ

・所得税と 消費税: 近くの 税務署か 東京国税局税務相談室

英語での 相談: 03-3821-9070

月曜日から 金曜日まで (祝日は 休み)

午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで

国税庁の ホームページ(英語) <http://www.nta.go.jp/english/index.htm>

・住民税と 軽自動車税: 住んでいる 市区町村の 役所

・自動車税: 千葉県自動車税事務所

千葉県中央区問屋町1-11

電話: 043-243-2721

◇所得税

1年間(1月1日から 12月31日までの あいだ)に かせいだ お金について かかる 税金です。

給与所得者<会社などから 給料を もらっている人>の 場合:

ふつう、会社が 手続きをします。

- ① 毎月の 給料や ボーナスから 税金が ひかれます。(源泉徴収、給与天引き)。
 - ② 12月に その年の所得税の 計算をします。(年末調整) お金もどってくる ことがあります。
- *12月に 会社が くわしい 計算をして、つぎの 年の 1月に「源泉徴収票」を くれます。源泉徴収票は、税金を はらったことを 証明する 紙です。在留資格の 更新などでも 必要に なります。すてないでください。

給料以外にも お金を もらっている人の 場合(自営業<自分で 会社や 店を やっている>の人、会社で 源泉徴収がない人、2つ以上のところから お金をもらっている人など):

自分で 税務署に 確定申告<いくら 税金を はらうか 知らせる>をして ください。
確定申告は 毎年 3月15日までに してください。まえの 年の 1月から 12月までの あいだに かせいだ お金や 使った お金などから、所得税の ねだんを 計算して、はらってください。

◇所得税の 還付<お金が かえってくる>

下の 場合に 確定申告をすると、お金が かえってくる ことがあります。病院で はらった お金の 領収書<お金を はらった 証明>などが 必要です。

- ① まえの 年に、病気や けがを なおすために 病院などで はらった お金が 100,000円より 多くなった人。または 所得金額<1年間に かせいだ お金>の 5%より 多くなった人。健康保険や 生命保険から お金が でたときは、その分を ひいてください。
- ② 地震・台風などの 被害を うけた 人や、お金を ぬすまれた人
- ③ ローンで 家を 買った人

*日本に 住所が あるか ないか、日本に どれだけの あいだ 住むかによって、税金の ねだんや 計算が かわります。

区分		所得税の 課税範囲 <何の お金に 税金が かかるか>
居住者	永住者	ぜんぶの 所得
	非永住者	日本で かせいだ ぜんぶの 所得(国内源泉所得)と、外国の 所得(国外源泉所得)のうち、日本で もらった お金と 外国から 日本に おくられた お金
非居住者	在留期間が 1年より みじかい人	日本で 働いて かせいだ お金 (国内源泉所得)

◇住民税<日本に住んでいる人がはらう税金>

1月1日に住んでいる市町村の役所に、市町村民税と県民税を払います。税務署に出した確定申告書などから、役所が税金の値段を計算します。給与所得者は、6月からつぎの年の5月までの毎月の給料から、この税金がひかれます。自営業者<自分で会社や店をやっている人>には、役所が6月に納税通知書<税金を払ってくださいという手紙>をおくりします。そこにかけられたねだんを、6月、8月、10月、1月の4回にわけてはらってください(市町村によってはらうときはちがうことがあります)。

・外国税額控除について

外国で働いてもらったお金で、その国の税金を払った場合は、日本ではらう税金がやすくなります。

・租税条約による特例<特別なあつかい>について

日本はいろいろな国と租税条約<税金についてきめたこと>をもっています。両方の国で税金をかけることがないようにするためです。条約がある国の国籍をもっていて、非居住者<日本にいる期間が1年よりみじかい人>は、所得税や住民税の特例があるかもしれません。大学生などの「学生」や日本の滞在期間が「短期」であるなど、きまった条件にあう場合です。税務署と市町村の役所に「租税条約に関する届出書」を出してください。

◇消費税

お店などでものを買ったり、お金をはらって何かしてもらう、ねだんの10%の税金がかかります。

◇自動車税・軽自動車税

自動車税は、自動車をもっている人がはらう税金です。毎年4月1日にがかかります。5月に都道府県から納税通知書<税金を払ってくださいという手紙>がきます。それを使ってはらってください。車を人に売ったりあげたりするときは、すぐに陸運事務所で手続きしてください。そうしないと、税金がかかります。詳しいことは、自動車税事務所にきいてください。軽自動車税は、バイク(原動機付自転車)や軽自動車(大型・中型のバイクをふくむ)をもっている人にかかる税金です。毎年4月1日にがかかります。住んでいるところの役所から納税通知書がきます。それを使ってはらってください。詳しいことは、住んでいる市区町村の役所にきいてください。

■ 病院

病院に いくときは、健康保険証を かならず もって行って ください。病気や けがの 内容で いろいろ 専門があります。あいている 時間は 病院によって ちがいます。先に 確認してください。大きい 病院では ながいあいだ まつことがあります。

病院では、はじめに、受付で 健康保険証と 診察券を 出します。つぎに、問診票<体の どころが わるい せつめい 紙>を くれます。いま 体が どうなっているか、いままで どんな 病気に かかったか、アレルギーが あるかなどについて 書いて ください。外国語で 話すことが できる ところは 少いです。注意して ください。

◇みてもらうときに 役に 立つ 多言語問診票

いろいろな ことばで 書いた 問診票を 下の ホームページで みる ことができます。書いてある 質問の こたえを 書いて、病院へ もって行って ください。

http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/pb_medicalchecklist

◇ちば救急医療ネット

千葉県にある 病院などについて、下の ホームページで みる ことができます。病院で みてもらうとき に 役に 立ちます。外国語を 話すことが できる 病院を さがすことも できます。(日本語です)

<http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/>

◇日本を安心して旅していただくために 一具合が悪くなったとき—(観光庁)

外国人が 病院へ いくときに 必要な ことばなどが わかります。

日本語、英語、中国語、韓国語

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

◇千葉県外国人相談

外国語を はなすことが できる ちかくの 病院を おしえてくれます。

電話: 043-297-2966

英語、中国語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、タイ語、ポルトガル語、インド

ネシア語、ロシア語、ヒンディー語

月曜日から 金曜日まで

午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで (12月の おわりと 1月の はじめ、祝日は 休みです)

*てつだいや 通訳が 必要なときは 「日本赤十字社千葉県支部」に 電話(043-241-7531)して ください。お金がいらない 通訳を 紹介してくれます。話すことが できない ことばや、いくことが できない 場所も あります。

■ 医療保険<病気や けがのときに つかう保険>

日本では 必ず 役所などの 医療保険に はいる必要が あります。病気や けがをしたときに、はらう お金 が やすくなります。会社などで はいる 健康保険と、市区町村の 役所で はいる 国民健康保険の 2つが あります。

このほか、保険の 会社が やっている 保険も あります。これは はいりたい人が はいります。

◇健康保険

健康保険は、会社などで はたらく人が はいります。会社から 「被保険者証」(「保険証」といいます)を もらいます。会社で 健康保険に はいることが できない 場合は、国民健康保険に はいって ください。

保険に かかる お金は 毎月の 給料から ひかれます。保険に はいる人と 会社が 半分ずつ お金を 出します。

保険を 使うことが できる 病院で 保険証を 出して ください。病院でかかる お金の 30%だけ はらいます。

詳しいことは、近くにある 年金事務所に きいて ください。

・千葉年金事務所

電話：043-242-6320

・幕張年金事務所

電話：043-212-8621

・船橋年金事務所

電話：047-424-8811

・市川年金事務所

電話：047-704-1177

・松戸年金事務所

電話：047-345-5517

・木更津年金事務所

電話：0438-23-7616

・佐原年金事務所

電話：0478-54-1442

◇国民健康保険

3 か月よりも ながく 日本に いる 外国人で、健康保険に はいっていない人は、国民健康保険に はいります。

国民健康保険に はいるときは、市区町村の 役所へ 行って ください。在留カードか 特別永住者証明書を もって行って ください。

保険の 値段は 収入<家に はいってくる お金>と 扶養家族<せわをしている 家族>の 数で きまります。保険の お金は 役所か 銀行、郵便局、コンビニエンスストアなどで はらって ください。

口座振替<銀行に あずけている お金から 直接はらう>にすることも できます。

はいる 手続きをすると、「被保険者証」(保険証といいます)を もらえます。病院で 保険証を 出してください。かかる お金の 30%だけ はらいます。

子どもが 生まれたときには 出産育児一時金という お金を もらうことが できます。

健康診断<からだの じょうたいを しらべる>、予防接種<病気を ふせぐ 注射>、正常出産<子どもを 生む>、美容整形<かおや からだを きれいにみせるための 手術や 注射>、歯列矯正<歯なら

びを きれいにする>などを うけるときは 保険を 使うことが できません。

自分で わざと やった 犯罪行為<法律を やぶること>などで 病気や けがをしたときは、国民健康保険を 使うことが できません。

下のような 場合には、14日以内に 市区町村の 役所に 行って ください。

- ① 住所や 世帯主<家族で いちばんたくさん お金を かせぐ人>、名前が かわったとき
- ② 会社などの 健康保険に はいったとき または やめたとき
- ③ 保険証を なくしたり、汚したとき

■ 介護保険<生活の せわを してもらうための 保険>

自分で あるけなくなったり、認知症<ものが わからなくなる 脳の病気>などで 介護<生活の せわ>が 必要になった人は、介護保険を 使うことが できます。どんな サービスを 受けるか 選ぶことが できます。

65歳以上の人と、40歳から 64歳までの人で 役所や会社の 健康保険に はいっている人は、かならず 介護保険に はいる 必要が あります。

介護サービスを使う ためには、住んでいる ところの 役所へ 行って もうしこむ 必要が あります。そのあと、どれくらい 介護が 必要か 役所が きめます。はらう お金は、ふつう、値段の 10%です。

どんな サービスを うけることが できるか、お金の いくら にかかるかなど、くわしいことは 市区町村の 役所の 介護保険担当に きいて ください。

■ 健診<体が 元気か しらべる>

生活習慣病<食べものや お酒などが 原因になる 病気>を ふせぐためには、食べるものや 食べ方に

ちゅうい うんどう ひつよう ていきてき けんこうしんだん びょうき
注意したり、運動をする 必要が あります。また、定期的に 健康診断<病気になっていないか しらべる
>を うけて ください。

さいじょう ひと きほんけんこうしんさ けんしん す やくしょ
40歳以上の人は 基本健康診査・がん検診を うけることができます。住んでいる ところの 役所が やっ
ています(会社の 健康診断が ある人は うけることが できません)。

かね しくちょうそん やくしょ
お金が いくらかかるか、どうやって うけるかなど、くわしいことは 市区町村の 役所に きいて ください。

■ 母子健康手帳

あか しくちょうそん やくしょ にんしんとどけ だ しんさつ よぼうせつしゅ
赤ちゃんが できたときは、市区町村の 役所へ 行って 妊娠届を 出してください。診察や 予防接種の
ことを書く「母子健康手帳」を もらいます。いっしょに 健康診査受診票<健診の お金が 安くなる紙>
などが はいった ノートも もらうことが できます。母子健康手帳は、健康診査を うけるときや 赤ちゃんを
う 生むときにも ひつよう 必要です。
くわ しくちょうそん やくしょ
詳しいことは、市区町村の 役所に きいて ください。

■ 公益財団法人母子衛生研究会

えいご かんこくご ちゅうごくご ご 英語・韓国語・中国語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語・ネパール
ご ぼしけんこうてちょう か えん おく かね
語の 母子健康手帳を 買うことが できます。(880円と 送る お金が かかります)

とうきょうとち よだ くそとかなだ
東京都千代田区外神田2-18-7

でんわ
電話:03-4334-1188

げつようび きんようび
月曜日から 金曜日まで

ごぜん じ ぶん ひる じ ごご じ ごご じ
午前9時00分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで

https://www.ecur.co.jp/p/item-list/list/cate_id/1/

■ 予防接種<病気を ふせぐ 注射>

◇子どものための 予防接種

にほん こ よぼうせつしゅ かね びょうき ちゅうしゃ
日本で 子どものための 予防接種を うけるとき、お金は いりません。病気によって いろいろな 注射
が あります。いつうけるか きまっています。忘れないように うけて ください。

にほん よぼうせつしゅ くに くに にほん じぶん くに
日本の 予防接種は、ほかの国と ちがうことがあります。日本に きたときや、自分の 国へ かえるとき
は、市区町村の 役所か 小児科<子どもが 病気のときに いくところ>が ある 病院に 相談して くだ
さい。そのとき、母子健康手帳に 書いていることを みて ください。

◇外国へ 旅行に行く まえの 予防接種

がいこく りょこう くに びょうき よぼうせつしゅ ひつよう
外国へ 旅行に行く まえに、その国で 病気に かかることを ふせぐため、予防接種を うける 必要が
あるかもしれません。

こうせいろうどうしやうけんえきしよ くに たいしかん
厚生労働省検疫所FORTH や いく 国の 大使館で しらべてください。

ちばけん こうえきざいだんほうじん けんみんほけんよぼうざいだん よぼうせつしゅ
千葉県では、公益財団法人ちば県民保健予防財団などで 予防接種を うけることが できます。

こうえきざいだんほうじん けんみんほけんよぼうざいだん
・公益財団法人ちば県民保健予防財団

ちばしみはましくしみなと
千葉県美浜区新港32-14

でんわ
電話:043-246-8664

よやく でんわ じかん げつようび きんようび ごぜんじ ごごじ
(予約の電話が できる時間は 月曜日から 金曜日までの 午前9時から 午後4時まで)

こうせいろうどうしょう
・厚生労働省 FORTH

がいこく びょうき じょうほう びょうき ほうほう み
外国のうつりやすい病気などの情報や、病気にならないようにする方法を見ることができます。

<https://www.forth.go.jp>

なりたくうこうけんえきしよ
・成田空港検疫所

なりたしふるごめあざふるごめ だい りょかく
成田市古込字古込1-1 (第2旅客ターミナルビル)

でんわ
電話:0476-34-2310

■ 日本の教育

日本の教育は、小学校が6年間、中学校が3年間、高等学校(高校)が3年間、大学が4年間です。義務教育<親が子どもに勉強させなければならない>は、小学校と中学校で、あわせて9年間になります。高等学校と大学は、はいたい人が入学試験<学校へはいるための試験>をうけて学校へはいます。

このほかに、6歳までの子どもがいく幼稚園や保育所、中学校や高等学校をでた人が、仕事に
関係あることをならう専修学校や各種学校もあります。障害がある人のための特別な教育をする
学校などもあります。

学校には、国がつくった学校、都道府県や市町村がつくった学校(公立)、学校法人<学校をつ
くることができる会社>がつくった学校(私立)があります。

学校の1年は、4月からはじまります。次の年の3月に終わります。

・外国人のための学校ガイド(小学校・中学校)

千葉県教育庁教育振興部学習指導課の「外国人のための学校ガイド(小学校・中学校)」にいろいろ
なことが書いてあります。日本の教育、学校にはいるためのじゅんぴ、役所などで相談できる
ところ、学校の生活、学校へはいるときの手続きなどがわかります。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kbs/kyouiku/gakkou/gaikokujin/index.html>

・学校からの おたより<手紙>

千葉県国際交流センターでは、学校からおくられてくる「おたより」を外国語に訳しています。
(日本語もいっしょにのせています)

ダウンロードして読むことができます。

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語

https://www.mcic.or.jp/ja/support_for_foreigners/information_from_school/index.html

■ 幼稚園・保育所

幼稚園は3歳から小学校へはいるまでの子どものせわや勉強をします。公立の幼稚園は
市町村の教育委員会でもしこんでください。私立の幼稚園はいきたいところへ行ってもう
しこんでください。お金はかかりません。

保育所は、親(保護者)が働いているか病気などの場合、家族のかわりに子どものせわをする
ところです。市区町村の役所の福祉課でもしこんでください。3歳から5歳までは、お金がか
りません。0歳から2歳の保育所にかかるお金(保育料)は、はらっている税金のねだんによって
変わります。

■ 小学校・中学校

小学校は 6歳、中学校は 12歳になった 子どもが はいります。ふつう 自分の 家の ちかくに はいります。公立小学校の 場合、4月から 小学校に はいる 子どもの ところに、教育委員会から「健康診断」の おしらせがきます。はいる まえの 年の 秋ごろです。公立中学校は、小学校を 出た人が はいります。入学試験は ありません。公立の 小学校・中学校の 勉強に お金は いません。制服や 学校で つかう 道具に かかる お金は 必要です。

■ 途中入学(編入学)

自分の 国で 小学校か 中学校へ いったい 子どもが 日本の 小学校か 中学校へ とちゅうからはいるときは、市町村の 教育委員会で 編入学<とちゅうからはいること>の 手続きをします。このとき、在留カードか パスポートが 必要です。手続きが おわると 就学通知書という 紙を もらえます。いつ どの 学校に いくか 書いてあります。

■ 高等学校(高校)

高等学校は、何年の あいだ、どの時間に 通うかなどによって、下の ように わけられています。

全日制: 昼の 時間に 3年 通います。

定時制: 昼か 夜の 時間に 3年か 4年 通います。

通信制: 通信教育<勉強に つかう 本などが 家におくられる>で 勉強します。

高等学校は、中学校を 卒業して 入学試験に 合格した人が はいることが できます。

公立高校の 入学試験は、毎年 2月から 3月に あります。どの学校も 同じ日です。私立学校の 場合、入学試験の 日や どんな 試験をするかは、学校によって ちがいます。ふつう、公立より 早く、1月15日ごろから 試験が あります。

◇外国人の 特別入学者選抜

日本へ きて 3年以内の 外国人の 子どもを 特別に いるている 学校も あります。面接<学校の人が あって しつもんする>と 作文<文章を 書く>の 試験(日本語か 英語)を うけて ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/nyuushi/index.html>

参考: 2023年 特別入学者選抜 学校

[全日制]

京葉工業高等学校(機械科・電子工業科・設備システム科・建設科)、幕張総合高等学校(総合学科)、柏井高等学校(普通科)、八千代東高等学校(普通科)市川 昂高等学校(普通科)、松戸国際高等学校

こくさいきょうようか ながれやま もりこうとうがっこう こくさい か なりたこくさいこうとうがっこう こくさいか
(国際教養科)、流山おおたかの森高等学校(国際コミュニケーション科)、成田国際高等学校(国際科)、
とみさここうとうがっこう ふつうか いちはらやわたこうとうがっこう ふつうか まつどしりつまつどこうとうがっこう ふつうか かしわしりつつかしわ
富里高等学校(普通科)、市原八幡高等学校(普通科)、松戸市立松戸高等学校(普通科)、柏市立柏
こうとうがっこう ふつうか
高等学校(普通科)

[定時制]

ちばしりつしょうこうとうがっこう しょうぎょうか ちばこうぎょうこうとうがっこう こうぎょうか ふなばしこうとうがっこう そうごうがっこう いちかわこうぎょう
千葉商業高等学校(商業科)、千葉工業高等学校(工業科)、船橋高等学校(総合学科)、市川工業
こうとうがっこう こうぎょうか ひがしかつしかこうとうがっこう ふつうか さわらこうとうがっこう ふつうか ちょうししょうぎょうこうとうがっこう
高等学校(工業科)、東葛飾高等学校(普通科)、佐原高等学校(普通科)、銚子商業高等学校
しょうぎょうか そうさこうとうがっこう ふつうか とうがねこうとうがっこう ふつうか ちやうせいこうとうがっこう ふつうか ながきこうとうがっこう
(商業科)、匝瑳高等学校(普通科)、東金高等学校(普通科)、長生高等学校(普通科)、長狭高等学校
ふつうか たてやまそうごうこうとうがっこう ふつうか きさらずひがしこうとうがっこう ふつうか おいはまこうとうがっこう ふつうか まつど
(普通科)、館山総合高等学校(普通科)、木更津東高等学校(普通科)、生浜高等学校(普通科)、松戸
みなみこうとうがっこう ふつうか さくらみなみこうとうがっこう ふつうか
南高等学校(普通科)、佐倉南高等学校(普通科)

くわ した
詳しいことは、下の ところに きいて ください。

ちばけんきょういくちやうきやういくしんこうぶがくしゅうしどうか
千葉県教育庁教育振興部学習指導課
でんわ
電話:043-223-4056

◇高等学校等就学支援金

ねんかん しゅうにゆう いえ かね まんえん まいとし かてい こ
1年間の 収入<家に はいってくる お金>が 910万円(毎年かかります。)より すぐない 家庭の 子
どもは、「高等学校等就学支援金<高校に行くことを たすける お金>」を もらうことが できます。この
かね がっこう こ じゅぎょうりよう いちぶ じゅぎょうりよう しえんきん たか
お金は 学校が 子どもの かわりに もらって、授業料の 一部に します。授業料が 支援金より 高い
ときは、足りない ねだんを はらう 必要が あります。

くわ した
詳しいことは、下の ところに きいて ください。

こうりつこうこう ちばけんきょういくちやうきかくかんりぶざいむか
・公立高校:千葉県教育庁企画管理部財務課

でんわ
電話:043-223-4025

しりつこうこう ちばけんそうむぶがくじか
・私立高校:千葉県総務部学事課

でんわ
電話:043-223-2155

■大学・短期大学(短大)

こうとうがっこう そつぎょう ひと だいがく たんきだいがく にゅうがくしけん ひつよう
高等学校を 卒業した人は 大学・短期大学に はいることが できます。入学試験を うける 必要が あり
ます。日本の 高等学校を でていない人も、高等学校卒業程度認定試験<高校卒業の かわりになる
しけん ごうかく にゅうがくしけん がいこくじん とくべつ だいがく
試験>に 合格すれば、入学試験を うけることが できます。外国人を 特別に いている 大学や
たんたい
短大も あります。

こうとうがっこうそつぎょうていどにんていしけん
高等学校卒業程度認定試験について

もんぶかがくしょうしやうがいがくしゅうすいしんか
文部科学省生涯学習推進課

でんわ ないせん
電話:03-5253-4111(内線)2024・2643

◇ 高等教育の就学支援新制度

＜大学・短期大学に 行くための お金を かりる(または もらう)＞

住民税非課税世帯＜家族全員が 住民税(→28 ページ)を 払わなくても よい 家＞の 人などは、
大学や 短期大学の 入学金や 授業料が 安く なることが あります。

下の 在留資格(→24 ページ:日本に 長く いる人の 在留資格)の人が 使うことが できます。

・特別永住者

・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

・定住者で、通っている 学校の 校長が「ずっと 日本に 住むつもりの人」と 認めた 人

詳しいことは、下の ホームページで 調べることが できます。

高等教育の就学支援新制度(文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

◇ 奨学金＜勉強のための お金を かりる(または もらう)＞

学校に 行くための お金が たりない人は、学校に かかる お金を もらったり かりることが できま
す。国や 役所など、いろいろな ところの 奨学金や おお 多くの 大学にも 奨学金が あります。

奨学金や 留学生のための 情報は、独立行政法人日本学生支援機構などで きくことが できます。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>

■ 日本語教育＜日本語の 勉強＞

◇ 日本語教室

日本語は、日本語学校や 日本語教室で 勉強することが できます。日本語学校は お金が いら
ず。市町村や 市町村国際交流協会などが やすい ねだんで やっている 日本語教室も あります。
お金が いない 教室も あります。

日本語教育のことは、住んでいる ところの 市町村国際交流担当窓口(→74 ページ)、市町村
国際交流協会(→76 ページ)、または、外国人相談に きいて ください。

・千葉県外国人相談

電話:043-297-2966

千葉県の 日本語教室は、千葉県国際交流センターホームページ「あなたのまちな日本語教室」で
さがすことが できます。

https://www.mccic.or.jp/support_for_foreigners/japanese_class/

◇日本語能力試験

日本語能力試験には 下のようものが あります。

・日本語能力試験 (JLPT)

この試験は、日本語を 母語<いちばん よく話す ことば>としない人が、どれくらい 日本語が できるか しらべるものです。日本でも 外国でも うけることが できます。

外国人の 学生が 日本に 留学したい 場合、多くの 大学で この試験の結果を きかれます。詳しいことは、下の ところに きいて ください。【日本で 受ける 試験】

日本国際教育支援協会 日本語能力試験受付センター
電話: 03-6686-2974

<http://info.jees-jlpt.jp/>

【外国で 受ける 試験】

独立行政法人 国際交流基金

日本語試験センター

東京都新宿区四谷4-3 7階から 9階

メール: jlptinfo@jpf.go.jp

http://www.jlpt.jp/application/overseas_index.html

・国際交流基金 日本語基礎テスト (JFT Basic)

日本の生活で 必要な 日本語能力が あるかを しらべる テストです。在留資格「特定技能1号」を得るために、活用できます。

電話: 0120-90-7699

月曜日 - 金曜日 9:00-17:00

言語: 日本語、英語

<https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html>

・BJT ビジネス日本語能力テスト

この試験では、仕事のときに 使う 日本語が できるかを しらべます。

〈くわしい話を きく ところ〉

日本漢字能力検定協会

京都市東山区祇園町南側551番地

電話: 0120-509-315

<http://www.kanken.or.jp/bjt/contact/index.html>

■ 日本で働くためには

日本で働くためには、働くことができる在留資格が必要です。仕事は在留資格に書いてあることができます。(→22 ページ)

働くときは、仕事に関係する日本の法律やきまりを知ってください。

■ 日本で仕事をさがすとき〔ハローワーク(公共職業安定所)＜仕事をさがすところ＞〕

公共職業安定所は仕事をさがしたり相談ができる場所です。給料、働く時間、会社の場所などを考えて、仕事をさがしている人にあった会社をしょうかいします。

通訳がいたる「外国人雇用サービスコーナー」などもあります。

ハローワーク(公共職業安定所)

(2023年4月)

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
ちば 千葉	ちばし 千葉市 みはま区幸町 1-1-3	043-242-1181	にほんご 日本語	げつようびから きんようびまでの 月曜日から 金曜日までの ごぜん 8 じ 30 ぶん から ごご 5 じ 15 ぶんまで 午前8時30分から 午後5時15分まで
			えいご 英語	げつようびと もくようびの 月曜日と木曜日の ごぜん 10 じ から ひるの 12 時までと ごご 1 じ から ごご 3 時まで 午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで
			ポルトガル 語	げつようび すいようび きんようびの 月曜日と 水曜日と 金曜日の ごぜん 10 じ から ひるの 12 時までと ごご 1 じ から ごご 3 時まで 午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで
			スペイン語	げつようびの 月曜日の ごぜん 10 じ から ひるの 12 時までと ごご 1 じ から ごご 3 時まで 午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで
			ちゅうごくご 中国語	もくようびの 木曜日の ごぜん 10 じ から ひるの 12 時までと ごご 1 じ から ごご 3 時まで 午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで
ハローワーク プラザちば	ちばし 千葉市 ちゅうおうく新町 3-13 千葉 TN ビル 1階	043-238-8300	にほんご 日本語	げつようびから きんようびまでの 月曜日から 金曜日までの ごぜん 10 じ 15 ぶん から ごご 7 時まで まいつきだい 2 どのようびと だい 4 どのようび 毎月第2土曜日と 第4土曜日の ごぜん 10 じ から ごご 5 時まで 午前10時から 午後5時まで

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
マザーズハロ ーワークちば く子どもがい る女の人>	ちばし 千葉市 ちゅうおうくしんまち 中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 1階	043-238-8100	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ふん ごご じ 午前10時15分から 午後7時まで
ちばみなみ 千葉南	ちばし 千葉市 ちゅうおうくみなみちよう 中央区南町 2-16-3 海気 かんそ が えきまえ 館蘇我駅前 ビル 3階、4 階	043-300-8609	にほんご 日本語 ちゅうごくご 中国語 えいご 英語・スペ イン ご イン語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで かようび げぜん じ ひる じ 火曜日の 午前10時から 昼の 12時 までと午後1時から 午後3時まで もくようび げぜん じ ひる じ 木曜日の 午前10時から 昼の 12時 までと午後1時から 午後3時まで
ハローワーク プラザ市原	いちはらしきらしな 市原市更級 5-1-18	0436-23-6941	にほんご 日本語	げつようび かようび すいようび 月曜日と 火曜日と 水曜日と きんようび どようび ごぜん じ ぶん 金曜日と 土曜日の午前8時30分から ごご じ 午後5時まで
いちかわ 市川	いちかわし 市川市 みなみやわた 南八幡 5- 11-21	047-370-8609	にほんご 日本語 えいご 英語・ ちゅうごくご 中国語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで まいつきだい どようび だい どようび 毎月第2土曜日と 第4土曜日の ごぜん じ ごご じ 午前10時から 午後5時まで (土曜日は 電話の 相談だけ) すいようび げぜん じ ひる じ 水曜日の 午前10時から 昼の 12時 までと 午後1時から 午後3時まで
ちようし 銚子	ちようしし 銚子市 ちゅうおうちよう 中央町 8-16	0479-22-7406	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
たてやま 館山	たてやましやわた 館山市八幡 815-2	0470-22-2236	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
きさらづ 木更津	きさらづし 木更津市 ふじみ 富士見1-2-1 スパークルシ ティ木更津ビ ル 5階	0438-25-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
さわら 佐原	かとりしきた 香取市北 1- 3-2	0478-55-1132	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
もばら 茂原	もばらしたかし 茂原市高師 だい もばら 台1-5-1茂原 ちほうごうどう 地方合同 ちようしゃ かい 庁舎1階	0475-25-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分まで
いすみ	いすみ市 おおはら 大原 8000-1	0470-62-3551	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分まで
まつど 松戸	まつどしまつど 松戸市松戸 まつど 1307-1 松戸 かい ビル 3階	047-367-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分まで まいつきだい どようび だい どようび 毎月第1土曜日と 第3土曜日の ごぜん じ ぶん ごご じ 午前10時から 午後5時まで
			えいご 英語	げつようび かようび ごぜん じ 月曜日と 火曜日の 午前10時から ひる じ ぶん ごご じ ぶん 昼の 12時までと午後1時から 午後3 じ 時まで
			ちゅうごくご 中国語	すいようび ごご じ ぶん 水曜日の 午後1時から 午後5時まで
			ポルトガル語	げつようび ごぜん じ ぶん 月曜日の 午前10時から 昼の 12時 ごご じ ぶん までと午後1時から 午後3時まで
ハローワーク かしわ プラザ柏	かしわかしわ 柏市柏4-8-1 かしわひがしぐちかねこ 柏東口金子 かい ビル 3階	04-7166-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの 午前10時 ぶん 15分から 午後7時まで
のだ 野田	のだし 野田市みず き 2-6-1	04-7124-4181	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分まで
ふなばし 船橋	ふなばししみなとちよう 船橋市湊町 2-10-17 だいいちちようしゃ (第一庁舎) ふなばししほんちよう 船橋市本町 2-1-1 ふなばし 船橋スクエア ビ 21ビル だいちちようしゃ (第二庁舎)	047-431-8287 (第一庁舎) 047-420-8609 (第二庁舎)	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分まで
			ちゅうごくご 中国語	げつようび ごぜん じ ぶん 月曜日の 午前10時から 昼の 12時 ごご じ ぶん までと 午後1時から 午後3時まで
		がいこく ひと ※外国人 の 仕事の しょうかい だいに 紹介は 第二 ちようしゃ 庁舎	えいご 英語	かようび すいようび きんようび 火曜日と 水曜日と 金曜日の ごぜん じ ぶん ひる じ 午前10時から 昼の 12時までと ごご じ ぶん 午後1時から 午後3時まで
			ポルトガル語	
			スペイン語	

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
なりた 成田	なりたし 成田市 からべ 加良部3-4-2	0476-27-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじ ぶん ごごじ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分まで
			えいご 英語	かようび もくようび ごぜんじ 火曜日と 木曜日の 午前11時から ひる ごごじ ぶん 昼の 12時までと 午後1時から 午後 4時まで
			ご スペイン語	もくようび ごぜんじ ひる 木曜日の 午前11時から 昼の 12時 までと午後1時から 午後4時まで
			ご ポルトガル語	かようび もくようび 火曜日と 木曜日の ごぜんじ ひる 午前11時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
			ちゅうごくご 中国語	きんようび ごぜんじ ひる 金曜日の 午前11時から 昼の 12時 までと 午後1時から 午後4時まで

とうきょうがいこくじんこよう
◇東京外国人雇用サービスセンター

にほん しごと がいこくじん がくせい せんもんてき しごと ざいりゅうしかく ひと しごと
日本で 仕事をしたい 外国人の 学生や、専門的な 仕事ができる 在留資格が ある人が 仕事を
さがす てつだいを します。

えいご ちゅうごくご はな つうやく ひ つうやく ひつよう
*英語と 中国語を 話すことが できる 通訳が います。いる日は きまっています。通訳が 必要な
人は 先に 電話で きいて ください。

じかん ごぜんじ ごごじ どうようび にちようび しゅくじつ がつ がつ
時間: 午前9時から 午後5時まで (土曜日と 日曜日と 祝日と、12月の おわりと 1月の はじめは
やす
休みです)

ぼしよ しんじゅくくよつや よつや かい
場所: 〒160-0004 新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階
でんわ
電話: 03-5361-8722

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

しんじゅくがいこくじんこようしえん しどう
◇新宿外国人雇用支援・指導センター

にほんじん はいぐうしゃ おっと つま ていじゅうしゃ しごと ざいりゅうしかく ひと
日本人の 配偶者<夫や 妻>、定住者など、仕事が できる 在留資格の人や アルバイトをしたい
がいこくじん がくせい しごと
外国人の 学生が 仕事を さがす てつだいを します。

えいご ちゅうごくご はな つうやく かなら よやく つうやく ひつよう
*英語と 中国語を 話すことが できる 通訳が います。必ず 予約が あります。通訳が 必要な
場合は かなら くる まえに 電話で 予約して ください。

じかん ごぜんじ ぶん ごごじ ぶん どうようび にちようび しゅくじつ がつ がつ
時間: 午前8時30分から 午後5時15分まで (土曜日と 日曜日と 祝日と、12月の おわりと 1月の
やす
はじめは 休みです)

ぼしよ とうきょうとしんじゅくかぶきちよう
場所: 〒160-8489 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10

ハローワーク新宿(歌舞伎町序舎)1階

でんわ
電話: 03-3204-8609

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/gaikokujin_center_goannai/gaikokujin_koyou_center/map2.html

◇介護に携わる外国人のための支援センター<介護の仕事をする人の相談>(千葉県外国人介護人材支援センター)

電話:0120-054-762

住所:千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル5階

言葉:英語(火曜日、木曜日、土曜日)、ベトナム語(月曜日、水曜日、金曜日)

あいている日と時間:月曜日から土曜日までの午前10時から午後6時まで

<https://www.cfcc.jp/>

■労働契約<仕事の約束>をする

日本で働く人は、国籍・性別にかんけいなく、日本の仕事に關係する法律に守られます。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法などです。在留資格がない人も同じです。

あとで問題にならないように、仕事の契約をするときは、どんな仕事をするのか、どれくらいの時間働くのか、給料をいくらもらうのかなどを、紙に書いてもらってください。会社は下のことを書いて働く人にみせるよう、法律でまっています。

- ① 労働の契約期間<いつからいつまで働くのか>
- ② 契約更新の基準<働く期間を長くできるのはどんなときか>
- ③ 仕事をする場所、どんな仕事をするか
- ④ 仕事を始める時間とおわりの時間、きまった残業<きめた時間よりながく働くこと>があるかないか、休憩の時間、きまった休みの日とそれ以外にどんな休みをとることができるかなど
- ⑤ 給料がいくらか、どうやって計算するか、どうやっていつはらうか、どんなときに給料が上がるか
- ⑥ 仕事をやめるときのこと

■労働相談<仕事に關係する相談>

給料、働く時間、働く場所での安全やけがなど、こまったときは相談ができます。ちかくの労働局か労働基準監督署へきてください。

◇千葉労働局労働基準部監督課

外国人が相談できます。

時間:英語で相談できる日は火曜日と木曜日の

午前9時30分から午後5時まで

※通訳が 必要な人は 先に 電話で きいて ください。
 場所: 千葉市中央区中央4-11-1千葉第2地方合同庁舎
 電話: 043-221-2304

◇労働基準監督署<会社が きまりを まもっているか みるところ>

千葉県にある 労働基準監督署でも 相談を うけつけています。
 時間: 午前9時30分から 午後5時まで (土曜日と 日曜日と 祝日と、12月の おわりと 1月の はじめは 休みです)
 外国語で 相談できる ところも あります。

労働基準監督署

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	がいこくご 外国語	ようび 曜日
ちば 千葉	ちばしちゅうおうくちゅうおう 千葉市中央区中央4-11-1 ちばだいいちちほうごうどうちようしや 千葉第一地方合同庁舎	043-221-2304	えいご 英語	かようび もくようび 火曜日と 木曜日
ふなばし 船橋	ふなばしかいじんちよう 船橋市海神町2-3-13	047-431-0182	ちゅうごくご 中国語	げつようび もくようび 月曜日と 木曜日
かしわ 柏	かしわしちゅうおうちよう 柏市中央町3-2	04-7163-0246	ちゅうごくご 中国語 べトナムご ベトナム語	すいようび きんようび 水曜日と 金曜日 かようび もくようび 火曜日と 木曜日
ちようし 銚子	ちようししちゅうおうちよう 銚子市中央町8-16	0479-22-8100		
きさらづ 木更津	きさらづしふじみ 木更津市富士見2-4-14 きさらづちほうごうどうちようしや 木更津地方合同庁舎	0438-22-6165		
もばら 茂原	もばらしはぎわらちよう 茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551		
なりた 成田	なりたしとうわだ 成田市東和田553-4	0476-22-5666		
とうがね 東金	とうがねしたま 東金市田間 65	0475-52-4358		

◇外国人労働者向け相談ダイヤル<電話で 相談できる場所> (厚生労働省)

働くときの 問題のことを 法律について おしえてくれます。また、たすけてくれる ところを 紹介します。
 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語で 相談できます。
 電話番号と、相談できる 日と 時間については、下の URL を みて ください。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

◇労働条件ほっとライン＜相談の電話＞（厚生労働省）

労働局や労働基準監督署がしまっているときに相談できる ところです。日本のどこからでも電話で相談できます。お金は いりません。

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語で相談できます。電話番号と、相談できる 日と時間については、下の URL を みて ください。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

■労働保険制度＜働く人のための保険＞

日本には 働く人のための 保険が あります。労働者災害補償保険（労災保険）と 雇用保険の 2つです。

◇労災保険

仕事で けがをしたり、病気になった 場合や、過労死＜働きすぎて死ぬ＞、会社へ いくときか かわるときに けがをしたときなど、労災保険の お金を もらうことが できます。療養補償＜病気に なったとき＞、休業補償＜仕事を 休んだとき＞、障害補償＜障害が のこったとき＞、遺族補償＜死んだ人の 家族が もらえる＞などの 給付金＜もらえる お金＞が あります。働いている人か 家族が もうしこんで ください。労働基準監督署が しらべて、お金を もらえるかどうかを きめます。労災保険の 保険料＜はいるのに かかる お金＞は 会社が はらいます。詳しいことは、労働基準監督署に きいて ください。

・外国人向け労災給付パンフレット＜給付金を もらうときの 説明＞（厚生労働省）

英語、ポルトガル語、韓国語、中国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ペルシア語、スペイン語、タガログ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>

◇雇用保険＜仕事を やめたとき＞

働く人の 仕事が なくなった 場合に、雇用保険の お金を もらうことが できます。つぎの 仕事を はじめるまでの きまった あいだ もらうことが できます。保険料＜はいるのに かかる お金＞は 働く人と 会社が はらいます。詳しいことは、ハローワーク（→39 ページ）に きいて ください。

■ 年金制度<年をとったときなどにもらえるお金>

(国民年金・厚生年金保険)

日本では、ぜんぶの人が年金にはいる必要があります。年をとったり、病気やけがで働くことができなくなったり、お金をかせぐ人が死んだときに家族の生活をまもるためです。

◆国民年金制度のしくみ (日本年金機構)

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

<http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kokunenseido.html>

◇国民年金

国民年金は20歳から59歳までの人がはいます。市区町村役所の年金担当課で手続きをしてください。パスポートか在留カードをもっていってください。保険料は、毎月16,520円(2023年のねだん)です。きまりにあっていれば、年金をもらうことができます。

会社や工場で働いていて厚生年金保険にはいつている人は会社が手続きをします。

*保険料は、毎年変わります。

◇厚生年金保険

健康保険にはいることができる会社などで働いている人は、この年金に必ずはいる必要があります。保険料は、毎月の給料からひかれます。会社はあなたの給料からひいたのとおなじねだんを社会保険事務所にはらいます。ボーナスをもらったときも保険料をはらいます。きまりにあっていれば、年金をもらうことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/konen-kenpo.html>

◇短期在留外国人の脱退一時金<年金をやめたときにもらえるお金>

日本の国籍をもっていない人が、国民年金や厚生年金保険をやめて、日本から出た場合脱退一時金<やめたときにもらうお金>をもらうことができます。日本に住所がなくなった日から2年以内にもうしこんでください。

詳しいことは、年金事務所にきいてください。

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.html>

ねんきんじむしょ
年金事務所

[あいている 時間] じかん げつようび 月曜日から きんようび 金曜日までの ごぜんじぶん 午前8時30分から ごごじぶん 午後5時15分まで

なまえ 名前	しゆつしよ 住所	でんわ 電話
ちばねんきんじむしょ 千葉年金事務所	ちばしちゆうおうくちゆうおうこう 千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320
ちばねんきんじむしょ もばらぶんしつ 千葉年金事務所 茂原分室	もばらしちよだちよう 茂原市千代田町1-6	0475-23-2530
まくはりねんきんじむしょ 幕張年金事務所	ちばしはなみがわくまくはりほんごう 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621
ふなばしねんきんじむしょ 船橋年金事務所	ふなばししいちば 船橋市市場4-16-1	047-424-8811
いちかわねんきんじむしょ 市川年金事務所	いちかわしいちかわ いちかわ 市川市市川1-3-18 市川グランドホテルビル	047-704-1177
まつどねんきんじむしょ 松戸年金事務所	まつどししんまつど 松戸市新松戸1-335-2	047-345-5517
きさらづねんきんじむしょ 木更津年金事務所	きさらづししんでん 木更津市新田3-4-31	0438-23-7616
さわらねんきんじむしょ 佐原年金事務所	かとりしさわら 香取市佐原口 2116-1	0478-54-1442
さわらねんきんじむしょ なりたぶんしつ 佐原年金事務所 成田分室	なりたしはなざきちよう 成田市花崎町828-11	0476-24-5715

ねんきんじむしょ つうやく
・年金事務所 通訳サービス

まどぐち い でんわ
窓口へ行ってください。電話では できません。

うけつけじかん げつ きん ごぜん - ごご
受付時間 月～金 午前8:30 - 午後5:15

たいおうげんご
対応言語

えいご ちゆうごくご かんこくご
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパ
ール語

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

■ 家や アパートを 借りるとき

◇民間<個人や 会社>の 家を かりる 場合

ふつう、不動産会社<家を しょうかいする 会社>で 家(貸家、アパート)を しょうかいしてもらいま
す。契約<かりる やくそく>をするときは、とくべつな 手続きが 必要となる場合があります。家賃<家を
かりる お金>以外に かかる お金を はらったり、保証人<あなたの かわりに 家賃を はらう人>を
みつける 必要が あるかもしれません。契約書<やくそくを 書いた 紙>や 重要事項説明書<大事
なことを 書いた 紙>に 書いてあることを よく よんで ください。

・部屋探しのガイドブック(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに してほしいことが 書いてある 本です。どうやって 部屋を
さがすか、契約の 手続き、引っ越した あとに 注意することなどです。

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネ
シア語、ミャンマー語、カンボジア語、タガログ語、モンゴル語

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

・「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」(日本で部屋探しをする外国人の方へ)(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに 使うことが できる 本です。外国語が 使える 不動産会社<
家を しょうかいする 会社>などを 調べることができます。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

・千葉県外国人学生住居アドバイザー<学生が 相談できる場所>

「外国人学生住居アドバイザー」と 書いてある 不動産会社は、家について 外国人学生が 相談でき
ます。

千葉県の ホームページを みて ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gaikokujin/gakuseijuukyo.html>

◇公営住宅<県や 市町村の 家>を かりる 場合

県や 市町村が かけている 家は、もうしこみの日が きまっています。

家を かりるためには きまりが あります。もうしこんでも すぐに かりることが できないことがあります。

都市再生機構(UR)から 家を かりることも できます。詳しいことは、下の ところに 書いて ください。

・市町村営住宅: 市町村の 役所

・県営住宅: 千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部 電話:043-222-9200

・公団住宅: 独立行政法人 都市再生機構 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

◇貸家<ひとつの 家を ぜんぶ かりる>や アパートについて

- ① 家の種類:貸家、アパート、マンション、下宿<ほかの人の 家の 部屋だけ かりる>などがあります。
- ② 部屋の数、大きさ:部屋の かずと、L (居間<ふだん いる 部屋>)・D (食堂)・K (台所)を あわせて 2LDK、3LDK などと いいます。部屋の 広さは、畳が はいる枚数で いうことも あります。1畳は 約1.8メートル×0.9メートルです。
- ③ 電気・水道・ガスなどは ついています。使う ときに 自分で もうしこみを します。

◇必要な お金

- 契約のときに、家賃、共益費(管理費)、敷金、礼金、仲介手数料を あわせた ねだんを はらって ください。
- ① 家賃:家を かりる お金です。つぎの 月の 家賃を 毎月 はらってください。
 - ② 共益費:アパートの 階段や ろうかなど、みんなで 使う ところの 電気や 掃除をするのに かかる お金です。
 - ③ 敷金:1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。家賃を はらうことが できなくなったときや、部屋を こわしたときに 使う お金です。家主<家を かす人>に 預けます。部屋を 出るとき、部屋を なおす お金を ひいて、のこりが あれば かえしてもらいます。
 - ④ 礼金:契約をするとき、お礼のために 家主に はらう お金です。1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってきません。
 - ⑤ 仲介手数料:家を しょうかいしてもらった お礼のために はらう お金です。ふつう、不動産会社に はらいます。1か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってきません。

◇注意すること

- ① 契約するときに 保証人<家賃が はらえないときに かわりに はらう人>が 必要になるかもしれ せん。保証人が いないときは、保証会社<保証人を してくれる 会社>を 使うことが できる こと が あります。
- ② 家主に だまって、住宅<部屋>の 改装<かたちや 色などを かえる>は できません。
- ③ 契約のときに きめた人以外は いっしょに 住むことが できません。
- ④ ふつう、契約は 2年で おわります。2年が すぎると 契約の 更新<もう一度 契約する>をする 必要が あります。そのとき、家賃が 変わるかもしれ せん。

■電気・ガス・水道

◇電気

千葉県の 電気は 50 ヘルツ 100 ボルトです。これに あわない 道具を つかうときは あわせること が 必要です。

引っ越して はじめて 電気を 使うときは、ブレーカーの スイッチを オンにして ください。電気が きます。そのあと、家に ある 「電気使用申込書」に 名前や 引っ越した 日などを 書いて、電気の 会社へ おくって ください。

電気の お金は 銀行や 郵便局に あずけている お金から 毎月 はらうことが できます。きまった 振込票(はらうときに 使う 紙)を 使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも できます。

引っ越しするときは 電気を 止める 必要が あります。引っ越し まえに、電気の 会社に 連絡して ください。

◇ガス

日本の ガスには 都市ガスと プロパンガスの 2つが あります。これに あった ガスの 道具を 使う 必要が あります。あわない 道具を つかうと 危険です。火事や 事故が おこるかもしれません。

・都市ガス

都市ガスを 使いはじめるときは、使う まえに ちかくの ガス会社に 連絡して ください。ガス会社の 人がきて、ガスを 使うことが できるようにしてくれます。ガスの 道具が 安全か しらべてくれます。

ガスの お金は 毎月 銀行などに あずけている お金から はらうことが できます。振込通知書を 使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも できます。

・プロパンガス (LP ガス)

アパートなどでは、プロパンガスを 使っているかもしれません。プロパンガスは ボンベくガスを 入れる もの>に はいっています。使うときの 注意や、どうやって お金を はらうかについては、家主や アパートの 会社に きいて ください。

◇水道

日本の 水道の 水は、のむことが できます。水道を 使いはじめるときは、千葉県企業局や 住んでい る ところの 役所の 水道担当課などに 連絡して ください。使うことが できるようにしてくれます。

水道の お金は 銀行などに あずけている お金から はらうか、納入通知書(お金を はらうときの 紙)を 使って はらって ください。引っ越して 出ていくときは 役所に 連絡して ください。さいごに はらう お金を 計算します。

詳しいことは、千葉県企業局か 住んでいる ところの 役所の 水道担当課に きいて ください。

・県水お客様センター(千葉県企業局)

電話:0570-001245

月曜日から 金曜日の 午前8時45分から 午後6時まで

土曜日は 午前8時45分 午後5時まで

■ 引っ越し

引っ越しをするときは、下のような手続きが必要すです。

① 市区町村の役所に届を出す

ちゆうちゆうきざいりゆうしゃ ひと す か あたら じゆうしょ やくしょ とどけ だ
 中長期在留者の人が、住むところを 変えたときは、新しい 住所の 役所に 届を出して ください。
 ひ こ ひ か い ない だ ざいりゆう じゆうしょ やくしょ だ
 引っ越した 日から 14日以内に 出して ください。在留カードと、まえの 住所の 役所が 出した
 てんしゅつしやうめいしよ
 転出証明書を もって行って ください。

② 国民健康保険証の手続き

し く ちゆうそん やくしょ こくみんけんこうほけんたんとうがかり
 市区町村の 役所の 国民健康保険担当係

③ 運転免許証の住所を変える

うんてんめんきょしょう じゆうしょ か
 新しい 住所の 警察署か 運転免許センター

④ 電気・水道・ガス・電話・郵便局

でんき かいしゃ かいしゃ すいどう でんわ ゆうびんきょく ひ こ
 電気の 会社、ガスの 会社、水道、NTT(電話)、郵便局などにも 引っ越したことを おしえて くだ
 さい。電気、ガス、水道は、引っ越す 日の2日から 3日まえまでに 連絡して ください。引っ越す
 ひ かいしゃ ひと ひ こ ひ ふつか みっか れんらく ひ こ
 日に 会社の人が きて、はらう お金の 計算をします。郵便局は、ふるい 住所に きた 手紙など
 あたら じゆうしょ ねん おいだ
 を 新しい 住所へ おくってくれます。1年の 間だけです。

⑤ 印鑑登録:引っ越し まえの 市区町村で もうしこんだものは 使えません。

■日本の祝日

ひづけ 日付	しゅくじつ 祝日
がつ ついたち 1月 1日	がんにつ 元日
がつ だい げつようび 1月の第2月曜日	せいじん ひ 成人の日
がつ にち 2月 11日	けんこくきねん ひ 建国記念の日
がつ にち 2月 23日	てんのうたんじょうひ 天皇誕生日
がつ にち 3月 21日*	しゅんぶん ひ* 春分の日
がつ にち 4月 29日	しょうわ ひ 昭和の日
がつ みっか 5月 3日	けんぽうきねん ひ 憲法記念日
がつ よっか 5月 4日	みどりのひ みどりの日
がつ いつか 5月 5日	こどものひ こどもの日
がつ だい げつようび 7月の第3月曜日	うみ ひ 海の日
がつ にち 8月 11日	やま ひ 山の日
がつ だい げつようび 9月の第3月曜日	けいろう ひ 敬老の日
がつ にち 9月 23日*	しゅうぶん ひ* 秋分の日
がつ だい げつようび 10月の第2月曜日	スポーツのひ スポーツの日
がつ みっか 11月 3日	ぶんか ひ 文化の日
がつ にち 11月23日	きんろうかんじや ひ 勤労感謝の日

「*」のついた 祝日は、年によって 日が 変わります。

■覚えておくと 便利なこと

•あいさつ

近所や 会社で 知っている人と あったときには、朝は「おはよう(ございます)」、昼は「こんにちは」、夜は「こんばんは」と 言って あたまを さげて ください。

•食事のとき

食べる人が 食べはじめる ときに「いただきます」、食べ終わったときに「ごちそうさま」と いいます。

•日本の家

ふつう、玄関が 部屋より ひくいです。家の なかへ はいるときは、玄関で くつを ぬぎます。家の なかで はく スリッパが あるときは はいて ください。畳の 部屋では スリッパを ぬいで ください。

•トイレ

洋式<いすのように すわる>と 和式<すわるところが ない>の トイレが あります。和式の トイレを つかうときは、便器の 外側に立ちます。ひざを まげて こしを 便器の ちかくまで おとしてください。トイレトーパー<トイレで おしりを ふくための 紙>以外の ものを いっしょに ながすと

イレが こわれます。注意して ください。

・風呂

日本の 風呂では、湯に はいる まえに からだを あらいます。1人が はいった あと湯は かせません。あとで はいる人のために、きれいに 使って ください。

・チップ<レストランや ホテルで わたす お礼の お金>

日本では チップを わたす 必要は ありません。

・レストランや ホテルなどでは、はらう お金に サービス料<店の人に はらうお金>が はいっていることが あります。

・自治会(町内会)と 子供会

近所に 住む人たちの 会です。近所で こまっている人を たすけたり、なかよくするための 会です。はいりたい人だけ はいることが できます。はいると 役所からの 話や 近所の ことについて おしえてもらうことが できます。近所を そうじしたり、わるい人が はいってこないようにしたり、火事などを ぶせいだりします。盆踊り<夏に みんなで 日本の おどりを おどる>や 運動会<はしる 競争などを する>も やっているかもしれません。お知らせは「回覧板」(お知らせを 書いた 紙)で きます。読んだら 次の人の ところへ もって行って ください。

■ ごみの すて方

家から 出る ごみは、ふつう、もえる ごみ、もえない ごみ、びん・缶、資源物<つくりなおして また 使うことができるもの>などがあります。分けて 出して ください。分け方は、市町村で きまっています。出すことができる 日、時間、場所は きまっています。粗大ごみ<大きな ごみ>や 分け方が きまっていないごみを、すてるときは お金が かかります。エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4つは、粗大ごみで 出すことが できません。お金をはらって、店の人に とりよせてもらってください。

ごみの 分け方や すて方は、住んでいる ところで それぞれ 別に きまっています。近所の人や、市区町村の 役所に きいて ください。パンフレット<ごみについて せつめいをする 本>などを もらって ください。

■ ペットを 家でかうとき

◇犬の 登録<役所に とどける>と 予防接種<病気を ふせぐ 注射>

犬を かうときは、かならず 登録と 狂犬病<犬の 病気>の 予防接種をする 必要が あります。生まれてから 91日以上 の 犬を かったときは、30日以内に 市町村の 役所で 犬の 登録をして ください。犬が 死んだり、住所が 変わったり、犬を もつ人が 変わったときも 30日以内に 役所に とどけて ください。登録をすると「鑑札<犬の 番号を 書いた 札>」が もらえます。それを 必ず 犬につけて ください。毎年 1回、必ず 狂犬病の 予防接種をする 必要が あります。詳しいことは 市町村の 役所に きいて ください。

◇犬や猫をかうことができなくなったときと死んだとき

犬や猫をかうことができなくなった場合は、できるだけ新しくせわをしてくれる人をみつけてください。どうしてももらってくれる人がみつからないときは、住んでいるところの保健所か動物愛護センターに相談してください。ペットが死んだときは、ちかくの清掃事務所<ごみのことを相談するところ>かペット霊園<ペットの墓>に相談してください。

・動物愛護センター

富里市御料709-1

電話:0476-93-5711

・動物愛護センター(東葛飾支所)

柏市高柳1018-6

電話:04-7191-0050

◇その他

アパートなどでは、ペットをかうことができないことがあります。ペットをかうまえに、賃貸借契約書<家をかりる約束を書いた紙>をよくよんでください。

■買い物やサービスでこまったとき

消費者相談窓口<相談ができます。買ったものやサービスが悪かったときなど、買い物についての相談です。悪い人からものを売られたときや、ものを買うときの約束についてこまったときも相談することができます。>

◇千葉県消費者センター

電話:047-434-0999

相談できる時間は月曜日から金曜日までの

午前9時から午後4時30分までと

土曜日の午前9時から午後4時まで(祝日は休み)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/customer/soudan/chiba.html>

◇国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/ncac_index_e.html (英語)

しちようそん しょうひせいかつ
市町村 消費生活センター

しちようそん 市町村	でんわ 電話	そうだんじかん 相談時間
ちばし 千葉市	043-207-3000	午前9時から 午後4時30分まで、土曜日は 電話の 相談だけ
ならしのし 習志野市	047-451-6999	午前9時30分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで、 まいつきだい とうようび 毎月第2土曜日
やちよし 八千代市	047-485-0559	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
いちかわし 市川市	047-320-0666	午前10時から 午後4時まで、毎月第2土曜日と 第4土曜日(電話の そうだん 相談だけ)
ふなばし 船橋市	047-423-3006	午前9時から 午後4時まで、毎月第2土曜日と 第4土曜日
うらやすし 浦安市	047-390-0030	午前10時から 午後4時まで
まつどし 松戸市	047-365-6565	午前8時30分から 午後4時まで
ながれやまし 流山市	04-7158-0999	午前9時から 午後4時30分まで
かまがやし 鎌ヶ谷市	047-445-1141	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
のだし 野田市	04-7123-1084	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
かしわし 柏市	04-7164-4100	午前9時から 午後4時30分まで、毎月第3土曜日(電話の相談だけ)
あびこし 我孫子市	04-7185-0999	午前10時から 午後5時30分まで、毎月第2土曜日と 第4土曜日
なりたし 成田市	0476-23-1161	午前9時30分から 午後4時30分まで
さくらし 佐倉市	043-483-4999	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
よつかいどうし 四街道市	043-422-2155	午前9時から 午後4時まで、毎月第1土曜日と 第3土曜日(電話の そうだん 相談だけ)
やちまたし 八街市	043-443-9299	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
いんざいし 印西市	0476-42-3306	午前9時30分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時30分まで
しろいし 白井市	047-492-1111 (3294)	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
とみさとし 富里市	0476-93-5348	午前9時30分 分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
かとりし 香取市	0478-50-1300	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
ちょうし 銚子市	0479-24-8194	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
あさひし 旭市	0479-62-8019	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
そうさし 匝瑳市	0479-74-7007	月曜日と 火曜日と 木曜日と 金曜日の 午前9時から 昼の 12時 までと 午後1時から 午後4時まで
とうがねし 東金市	0475-50-1238	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで
さんむし 山武市	0475-82-8453	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時30分まで
おおあみしらさとし 大網白里市	0475-70-0344	げつようび かようび すいようび きんようび ぜんじ 月曜日と 火曜日と 水曜日と 金曜日の 午前10時から 昼の 12時 までと 午後1時から 午後4時まで
もばらし 茂原市	0475-20-1101	午前9時30分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで

しちょうそん 市町村	でんわ 電話	そうだんじかん 相談時間
きさらつし 木更津市	0438-20-2234	ごぜんじ じ ごごじ 午前10時から 午後4時まで
きみつし 君津市	0439-56-1529	げつようび すいようび もくようび きんようび ごぜんじ ひる 月曜日と 水曜日と 木曜日と 金曜日の 午前9時から 昼の 12時 までと 午後1時から 午後3時まで
そでがうらし 袖ヶ浦市	0438-62-3134	ごぜんじ ひる じ ごごじ 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
いちばらし 市原市	0436-21-0999	ごぜんじ ひる じ ごごじ 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時30分まで

*相談は 日本語です。あいている日は ふう 月曜日から 金曜日までです。ほかに あいている日がある場合は、「相談時間」のところに 書いています。

■ 銀行で 口座<お金を あずけるところ>をつくるとき

口座をつくるときは、パスポートか 在留カードなど、なまえと 顔写真の あるものが 必要です。いっしょに キャッシュカードをつくと、ATM や CD<カード>を使って、お金を 出すことができる かいい>を使うことができます。銀行へ いかなくても、お金を あずけたり 出したりすることができます。お金を おくったり、口座に いくら お金があるか みることも できます。自分の 国へ かえるときは、口座を 止めて ください。

■ 水道や 電気などの お金を はらう

電気、ガス、水道、電話、NHK<テレビ>などの お金は、毎月 きまった 日までに はらって ください。それぞれの 会社にはらう 必要が あります。銀行などに 貯金の 口座を もっている人は、その口座から 自動で はらうことができます(口座振替制度)。便利です。コンビニエンスストアや クレジットカードで はらうことも できます。

■ 新聞

日本では、新聞を 家まで もってきてもらうことができます。毎日、朝と 夕方に もってきてくれます。近くの 新聞の 店に もうしこんで ください。外国語の 新聞も いくつか あります。近くの 新聞の 店に きいて ください。

■ テレビ・ラジオ

◇テレビ

家や アパートに テレビがある 場合、日本放送協会(NHK)との 受信契約<みるための もうしこみ>が 必要です。2 か月に 1回、受信料<みるために かかる お金>を はらう 必要が あります。6 か月、12か月の お金を 先に まとめて はらうことも できます。郵便で 振込用紙<お金を はらうときに 使う 紙>が きます。銀行の 口座や クレジットカードから はらうことも できます。

NHK では、いろいろな国の 映画や ニュースを みるができます。元の ことばと 日本語で みるこ

とが できます。新しいテレビでは 日本語と 外国語を 選ぶことができます。テレビの 多重音声機能を 使って ください。ことばを 変えることが できます。
 大きな 地震が きそうなどの 警戒宣言<地震がきます という お知らせ>や 津波警報<津波が もうすぐくるという お知らせ>が 出たときは、NHK(1チャンネル)か 衛星放送(BS)の 副音声<多重 音声機能で 変えることが できる ことば>で、英語の 放送を きくことが できます。

◆ラジオ

千葉県で 聞くことが できる ラジオの 放送は たくさんあります。日本の ラジオの 周波数(Hz:ヘルツ)は ほかの 国と ちがいます。外国の ラジオは 使うことが できません。日本で つくられた ラジオが 必要です。次の ところで 外国語の 放送を きくことが できます。

・NHK ラジオ第2:693kHz

・Inter FM:FM 89.7MHz

毎日 24時間、英語で 放送しています。ときどき 北京語、韓国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語の 放送も あります。

■ 図書館

千葉県にある 主な 図書館

	なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話
1	千葉県立中央図書館	千葉市中央区市場町11-1	043-222-0116
2	千葉県立西部図書館	松戸市千駄堀657-7	047-385-4133
3	千葉県立東部図書館	旭市ハの 349	0479-62-7070
4	千葉市中央図書館	千葉市中央区弁天3-7-7	043-287-3980
5	千葉市みやこ図書館	千葉市中央区都町3-11-3	043-233-8333
6	習志野市立新習志野図書館	習志野市秋津3-6-3	047-453-3399
7	市川市中央図書館	市川市鬼高1-1-4	047-320-3333
8	船橋市中央図書館	船橋市本町4-38-28	047-460-1311
9	船橋市西図書館	船橋市西船1-20-50	047-431-4385
10	船橋市北図書館	船橋市二和東5-26-1	047-448-4899
11	浦安市立中央図書館	浦安市猫実1-2-1	047-352-4646
12	我孫子市民図書館	我孫子市若松26-4	04-7184-1110
13	白井市立図書館	白井市複1148-8	047-492-1122
14	成田市立図書館	成田市赤坂1-1-3	0476-27-4646
15	佐倉市立志津図書館	佐倉市西志津4-1-2	043-488-0906
16	佐倉市立佐倉南図書館	佐倉市山王2-37-13	043-483-3000

17	やちまたしりつとしょかん 八街市立図書館	やちまたしやちまた 八街市八街ほ 800-1	043-444-4946
18	いんざいしりつおおもりとしょかん 印西市立大森図書館	いんざいしおおもり 印西市大森2535	0476-42-8686
19	とみざとしりつとしょかん 富里市立図書館	とみざとしなえ 富里市七栄 653 -1	0476-90-4646
20	よこしばひかりちようりつとしょかん 横芝光町立図書館	よこしばひかりまちなみやわ 横芝光町宮川11917	0479-84-3311
21	そでがうらしりつちゆうおうとしょかん 袖ヶ浦市立中央図書館	そでがうらしきかどいちば 袖ヶ浦市坂戸市場1393-2	0438-63-4646
22	いちはらしりつちゆうおうとしょかん 市原市立中央図書館	いちはらしきらしな 市原市更級5-1-51	0436-23-4946

ちばけん けん としょかん みつつ しちようそん としょかん ちばけん す ひと
千葉県には 県の 図書館が 3つ、市町村の 図書館が 74 こ あります。千葉県に 住んでいる人は
だれ つか
誰でも 使うことが できます。

<http://www.library.pref.chiba.lg.jp/guide/librarylist>

としょかん ほん
図書館で 本を かりたいときは、カードを もうしこんで ください。うんてんめんきしょう しゃいんしょう かいしゃ ほとら
運転免許証、社員証<会社で 働いて
いることを 証明する カード>、在留カードなど、住所が わかるものをもってきて ください。

■ あそ 遊びにいくところ

ちばけん
千葉県では、「まるごと e ちば」という ホームページで、あそびに いくことが できる 場所や、お祭りなど
を しょうかいしています。にほん のほかの ところのことも、みることも できます。こうつうきかん でんしゃ
交通機関<電車や バ
ス、飛行機など>についても 知ることが できます。

<http://maruchiba.jp/>

■ 郵便

◇日本に 郵便を おくる

- ① 定形郵便物<郵便局で きまっている 大きさ>(封筒):25グラムまで 84円、50グラムまで 94円
(たての 長さ 14センチから 23.5センチまで、よこの 長さ 9センチから12センチまで、厚さ 1センチ以下。重さ 50グラムまで)
- ② 定形外郵便物(封筒):重さや 大きさが ねだんが 変わります。
- ③ はがき 63円、ミニレター<たたむと 封筒になる 手紙> 63円、往復はがき<いきと かえりの 2枚が いっしょになった はがき> 126円
- ④ 小包郵便(ゆうパック)<荷物>:大きさと おくる 場所で ねだんが 変わります。
(たてと よこの 長さ、厚さを あわせて 170センチまで。重さ 25キロまで)
・本などを おくるときは ゆうメールを 使うと やすいです。(重さ 1キロまで)
・荷物を 入れる 箱は 郵便局で 買うことが できます。
- ⑤ 速達<はやくつく 郵便>:急いで とどけてもらいたいときは「速達扱い」にして ください。ふつうの郵便より みじかい 時間で とどきます。
- ⑥ 書留<大切なものを おくる 郵便>:お金、大切な 手紙や 物は「書留」にして ください。もしも なくなったときは かわりの お金を もらうことが できます。郵便局で もうしこんでください。

*うけとった人の はんこや サインが 必要な手紙や、荷物が とどいたとき、家に いなければ、とどけた人は「不在配達のお知らせ<もってきたけど いまそんでしたという お知らせ>」を おいていきます。7日以内に 郵便局に とりにいってください。このとき、ハンコと 身分証明書(パスポート、在留カード、運転免許証など)を もっていってください。もう 1回 家へ もってきてもらうことも できます。いつ とどけてほしいか、郵便局に 知らせてください。

◇外国へ 郵便を おくる

- ① ふつうの 郵便
航空便<ひこうきで おくる 郵便>で、手紙、はがき、本などを おくること が できます。3日から 6日くらいで とどきます。
- ② EMS(国際スピード郵便)
航空便より はやく とどきます。
- ③ 国際小包<荷物>
航空便、船便、エコノミー航空(SAL)便<航空便より やすくて 船便より はやい>の 3つが あります。
おくる 荷物が 多いときは、ねだんが 10%から 20% やすくなります。

重さは 30 キロまでです。(おくる 国によって ちがいます)
 送り状<おくるための 紙>に 必要なことを 書いて、荷物に はって ください。

◇自分の 国へ かえるときや 引っ越すときの 手続き

自分の 国へ かえるときや 引っ越すまえに、郵便局に 知らせて ください。日本の なかなら、引っ越した あとの 新しい 住所へ 1年のあいだ 郵便を おくってくれます。お金は かかりません。もうしこむときに 使う はがきは 郵便局に あります。

*郵便局が あいている 時間

<https://map.japanpost.jp/p/search/>

*日本郵便株式会社では 英語で 書いた ホームページが あります。郵便のことや、ねだんについて 知ることが できます。

<http://www.post.japanpost.jp/english/index.html>

■宅配便<荷物を おくる>

日本で 荷物を おくるとき、郵便のほかに、宅配便を 使うことが できます。コンビニエンスストアなどでも もうしこむことが できます。冷凍した 食べものを おくったり、スキーや ゴルフの道具を おくることも できます。

荷物を とりにくる時間や おくる 場所で、何日かかるかが 変わります。おくる 場所の 遠さや 荷物の 大きさに ねだんが 変わります。荷物を おくることが できないことも あります。

■電話

◇電話の かけかた

日本の 電話番号は、市外局番- 市内局番-加入者番号の 3つを あわせたものです。受話器<話す ところ>をとった あと、番号の ボタンを おします。

ただし、自分と同じ市外局番の相手に電話をかけるときは、市外局番は、いりません。

*携帯電話から かけるときは、ぜんぶの 番号を おして ください。

例

市外局番	市内局番	加入者番号
043	123	4567

◇電話を 新しく つけるとき、引っ越すとき、もつ人の 名前が 変わるとき

近くの NTT の 事務所へ 行ってください。身分証明書(パスポート、在留カード、運転免許証など) をもって行って ください。

◇便利な 電話番号

新しく 電話を つけるとき 116

電話が こわれたとき 113

かけたい人が 電話を 使っているか 知りたいとき 114

電話番号を しりたいとき(お金が かかります) 104

正しい 時間を 知りたいとき(お金が かかります) 117

天気予報を ききたいとき(お金が かかります) 177

◇英語の 案内

NTT東日本

<http://www.ntt-east.co.jp/en/>

電話:116 か 0120-116-000

午前9時から 午後5時まで

(12月の おわりと 1月の はじめは 休み)

◇電話を つかうのに かかる お金

基本料(回線使用料) <電話を もつことに かかる お金>と 通話料金<電話を かけるときに かかる お金>が あります。

基本料は NTT に はらって ください。通話料金は すきな 電話の 会社から 選ぶことも できます。

NTT以外の 電話会社を 使うときは、使う まえに 契約<使うための やくそく>が 必要です。使いたい 電話会社に きいて ください。

◇電話の お金を はらう

電話の お金については、毎月、会社から 請求書<はらう ねだんを 書いた 紙>が 郵便で きます。

ちかくの 銀行、郵便局、コンビニエンスストア、電話会社の 事務所で はらって ください。口座振替<こうざふりかえ>

銀行などに あずけている お金から 毎月 はらう>も できます。

◇携帯電話を 買う

携帯電話の 店や 家電量販店<テレビなど 電気製品を うる 店>などで 買うことができます。

身分証明書(パスポート、在留カードなど)が あります。毎月の お金を はらう 手続きに 必要なもの

(クレジットカードなど)も もって行って ください。詳しいことは、携帯電話を 買う 店で きいて ください

い。

◇公衆電話<まちに ある 電話>

公衆電話では、10円玉、100円玉 テレホンカード<公衆電話を かけるときに 使う カード>を つかうことができます。100円玉を 使った ときは おつりが できません。注意して ください。

受話器<話すところ>を とった あと、お金か テレホンカードを に入れて ください。「ブー」という ひくい音が きこえたら、かけたい 番号の ボタンを おして ください。話している あいだに お金が なくなりそうになったら、「ピー」という すこし たかい音が きこえます。もっと 話をしたいときは、新しい硬貨か テレホンカードを に入れて ください。

公衆電話で 外国へ 電話を かけるときは、デジタル公衆電話を 使って ください。国際電話を かけることができる 公衆電話の きかいには、「国際電話が ご利用できます」と 書いてあります。それを見てから 使って ください。

テレホンカードは、NTT や コンビニエンスストアなどで 買うことができます。

◇国際電話<外国へ かける 電話>

・国際ダイヤル通話

電話を かける人が、自分で 外国の かけたい 番号を おして ください。

(010)+国の 番号+かけたい人の 電話番号

・国際オペレーター通話:0051

はじめに 電話会社の人に たのんで、外国の 話したい人を 電話のところまで 呼んでもらいます。

<https://www.kddi.com/phone/international/operator/>

■ 交通について

電車や バスなどの 線が たくさん とおっています。毎日の 生活の 中で 便利に 使うことが できます。

■ 電車

◇どんな 乗車券<きっぷ>が あるか

①普通乗車券

ちかい ところへ いくときの きっぷは 自動販売機<きっぷを うる きかい>で 買って ください。
とおい ところへ いくときの きっぷや 特急券<特急に のるときに 必要な きっぷ>などは 駅に
売るところが あります。きっぷの ねだんは 自動販売機の上 に 書いてあります。11歳までの「こ
ども」は はんぶんの ねだんです(中学生は おとなと おなじ ねだんです)。5歳までの ちいさい
こどもは お金は 入りません(小学生は「こども」と おなじ ねだんです)。お金の いらぬのは、
おとなか「こども」 1人について、ちいさい こども 2人までです。

②回数券

10枚の ねだんで 11枚の きっぷを 買うことが できます。おなじ 駅の あいだを 何回も のると
きに 便利です。使用期限<いつまで 使うことが できるか>が きまっています。

③定期券

まいにち 仕事や 学校へ いく人は 定期券が 便利です。きまった 駅の あいだを 何回でも 乗
ることが できます。1か月か 3か月か 6か月の 3つの 期間が あります。長いものほど 1回にか
かる ねだんが 安くなります。

◇ICカード式乗車券(Suica(スイカ)と PASMO(パスモ))

定期券にも プリペイド式乗車券<先に たくさん お金を 入れて 使う きっぷ>にもなる カードで
す。カードを 読む きかいがある ぜんぶの 電車と バスで つかうことが できます。のるときに
毎回 お金を 出して きっぷを 買う 必要が なくなります。

Suica は JR東日本で 売っています。自動改札機<駅の中に はいる ときに とおる きかい>に カ
ードを しっかりと のせて とおります。PASMO は、私鉄<JR以外の 電車>、地下鉄、バス会社で
売っています。

◇電車の 種類

- ぜんぶの 駅に とまる 電車:「普通」
- 大きい 駅だけに とまる 電車:「特急」、「快速」、「急行」

◇時刻表<電車が での時間をみる表>

時刻表をみると、電車が何時に駅を出て何時につくかわかります。時刻表では、「午前」、「午後」ということばは使いません。時間は24時間制で書いています(例: 午後3時は15:00、午後11時は23:00と書きます)。

■バス

バスがいくところはまへの面のうえに書いています。

お金のほかに、定期券、回数券、ICカード式乗車券(Suica、Pasmoなど)も使うことができます。

◇お金のほらい方

- どこでおりても同じねだんのバスがあります。停留所<バスがとまる場所>でねだんをみてください。乗るときにお金をはらってください。
- おりるときにお金をはらうバスでは、のるときに「整理券<数字を書いた紙>」をとってください。
- おりたい停留所のすこしまえにきたら、バスについているボタンをおしてください。つぎの停留所でバスがとまります。
- ねだんはバスのなかのいちばんま前に出しています。整理券の番号のところにかいてあるねだんをはらってください。おりるとき、運転手の横にお金をいれるはこがあります。整理券といっしょにお金をいれてください。おつりは出ません。ちょうどのお金を用意してください。11歳までの「こども」ははんぶんのねだんです(中学生はおとなとおなじねだんです)。5歳までのちいさいこどもはお金はいりません(小学生は「こども」とおなじねだんです)。お金のいらぬのは、おとなか「こども」1人について、ちいさいこども2人までです。
- ICカード式乗車券(SuicaやPASMO)をつかうときは、のるところにあるきかいにカードをしっかりとのせてください。おりるときも、お金をいれるはこのところにカードをのせてください。

■タクシー

タクシーは車の上に会社のなまへのしるしがっています。客がのっていないタクシーは、まへのまどに赤い色で「空車<あいています>」とでています。

タクシーは駅のまえなどにあるタクシー乗り場から乗ることができます。道をはしっている空車のタクシーをとめて、乗ることもできます。タクシーの会社に電話して呼ぶこともできます。呼ぶときはべつにねだんがかかりません。日本のタクシーは運転手がドアをあけたりしめたりします。ドアにさわらないでください。

ねだんは、車の大きさ、はした長さ、時間、場所などで変わります。運転手の横にある「メーター」にねだんがでています。朝はやい時間と夜おそい時間や、高速道路をとったときはねだんが高くなります。チップ<お礼のお金>はいりません。

■ 自動車の運転

日本では、自動車や自転車は道のひだりがわをとります。飲酒運転<酒をのんだあとに運転する>は絶対にしないでください。

◇日本で運転するためには、下のどれかの免許証をもっている必要があります。

- ① 日本の免許証
- ② ジュネーブ条約にあった国際運転免許証<外国で使うことができる免許証>
- ③ スイス、エストニア、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の免許証(日本語の訳が必要です。免許証をつくった国の領事館などが訳したのだけです。)

◇日本で運転できるとき

- ・日本の免許証：有効期間<使うことができる>のあいだ
- ・国際運転免許証と外国の運転免許証：有効期間のあいだ(または日本にはいった日から1年まで)

〈運転免許のことをききたいとき〉

千葉県警察

・千葉運転免許センター

千葉市美浜区浜田2-1

電話:043-274-2000

(電話とファックスがあります。日本語)

・流山運転免許センター

流山市前ヶ崎217番地

電話:04-7147-2000

(電話とファックスがあります。日本語)

<http://www.police.pref.chiba.jp/license/index.html>

◇自分の国の運転免許証から日本の運転免許証に変える

使うことができる外国の免許をもっていて、免許をとったあとその国に3か月以上いた人だけです。

知識審査<日本の運転や交通について知っているかしらべる>と技能審査<運転することができるかしらべる>が必要です(必要がない国もあります)。

手続きをするときは、千葉運転免許センターへ行ってください。

手続きにいくまえに必要なものは、千葉運転免許センターにきいてください。

*流山運転免許センターでは手続きができません。注意してください。

◇日本にほんで 新たにうんでんめんきょしょう 運転免許証を とる

自分の 国くにの 免許証めんきょしょうを もっていない人は、新しく 日本にほんの 運転免許証うんでんめんきょしょうを とることが できます。
日本人にほんじんと おなじように、運転免許センターうんでんめんきょで 試験しけんを うけて、ごうかくする 必要ひつようがあります。適性試験てきせいしけん
<からだの 試験しけん>、筆記試験ひっきしけん<こたえを 書く 試験しけん>、技能試験ぎのうしけん<運転する 試験しけん>が あります。
日本にほんでは 運転うんでんを ならう 学校がっこう(自動車学校じどうしゃがっこう)へ いく人が 多いひと おおです。運転免許証うんでんめんきょしょうを とるために
必要ひつようなことを ならいます。
交通こうつうの 勉強べんきょうや 車くるまの 運転うんでんのしかたなどです。自動車学校じどうしゃがっこうの 勉強べんきょうが おわった人は、運転免許セン
ターで 技能試験ぎのうしけんを 受けなくて いいです。適性試験てきせいしけん、筆記試験ひっきしけんだけです。(筆記試験は「○」か
「×」の どちらかかを 書く 試験しけんです。日本語にほんごか 英語えいごか 中国語ちゅうごくご で うけることが できます。)

*勉強べんきょうの 本ほん

「交通こうつうの 教則きょうそく<日本にほんの 交通こうつうの きまり>」

(英語えいご、スペイン語ご、ポルトガル語ご、中国語ちゅうごくご)

日本自動車連盟にほんじどうしゃれんめい(JAF)で うっています。

全日本交通安全協会ぜんにほんこうつうあんぜんきょうかいが 出している「交通こうつうの 教則きょうそく」という 本ほんを 訳したものです。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/index.htm>

◇運転免許証うんでんめんきょしょうを とるために いるものや お金かね

どんな 免許めんきょを とるかで、必要なものや はらう ねだんが かわります。運転免許センターうんでんめんきょせに きいて
ください。

◇運転免許証うんでんめんきょしょうの 更新こうしん<新しいものあたらに かえる>

運転免許証うんでんめんきょしょうは もらってから 3年ねん あとの 誕生日たんじょうびまでです。そのあと、3年ねんに 1回かい 更新こうしんする 必要ひつようが
あります。優良運転者ゆうりょううんでんしゃ<いつも 安全あんぜんに 運転うんでんしている人ひと>は 5年ねんに 1回かいです。

更新こうしんの 手続きてつづは 運転免許センターうんでんめんきょか ちかくの 警察署けいさつしよで できます。

更新こうしんのときになると、免許証めんきょしょうの 住所じゅうしょに、あんないの はがきが きます。誕生日たんじょうびの 1 か月げつ まえから
1か月げつ あとまでの あいだに 手続きてつづをして ください。

詳しいことは 運転免許センターうんでんめんきょに きいて ください。

◇自動車じどうしゃを 登録とうろくする<役所やくしよに 届ける>

自動車じどうしゃを 買ったときは 陸運事務所りくうんじむしよに 登録とうろくする 必要ひつようが あります。むずかしい 手続きてつづです。

ふつう、車くるまを 売る 店みせが かわりに やってくれます。

自動車じどうしゃを 登録とうろくするときは、税金ぜいきん(自動車重量税じどうしゃじゅうりょうぜい<おもさに かかる>)、自動車取得税じどうしゃしゅとくぜい<自動車じどうしゃを 買ったとき>、自動車税じどうしゃぜい<自動車じどうしゃを もっている人ひとに かかる>)を はらうこと、保険ほけん(自動車損害賠償責任じどうしゃそんがいばいしょうせきにん 保険じばいせき・自賠責)に はいることと、自動車保管場所証明じどうしゃほかんばしよしょうめい(車庫証明しゃこしやうめい)が 必要ひつようです。印鑑証明いんかんしょうめいか サイン
(日本にほんにある 大使館たいしかんで 証明しょうめいしたもの)も 必要ひつようです。

・自動車損害賠償責任保険じどうしゃそんがいばいしょうせきにんほけん(自賠責保険じばいせきほけん):必ず はいる 必要ひつようが あります。

- ・自由に はいる 保険 (任意保険) : 自動車損害賠償責任保険だけでは たりないことが あります。任意保険にも はいって ください。
- ・自動車保管場所証明 (車庫証明) : 自動車をおく 場所があることを 証明する 紙「車庫証明」です。自動車をおく 場所の ちかくの 警察署に もうしこんで ください。

◇自動車の 検査<しらべる> (車検)

自動車が こわれていないか どうか、きまりに あっているか どうかを しらべることが、法律で きまっています。2年か 3年に 1回です。自動車を 新しく 登録したときに 検査があり、自動車検査証が できます。つぎの 検査を いつ うけるかは 自動車検査証に 書いてあります。

検査は 自動車を せいびく なおすこと>する 工場に たのむことが できます。自分で 検査の手続きをすることもできます。

かかる お金 (検査登録申請料・自動車損害賠償責任保険料・重量税・修理代) は とても 高いです。検査の まえに 用意して ください。

◇自動車税

自動車には 毎年 税金が かかります。領収書<レシート>は、車検のときに 必要です。すてないで ください。

■ 原動機付き自転車 (原付バイク)

原動機付き自転車 (原付バイク) に のる人は 免許が 必要です。原動機付き自転車 (原付バイク) を 買ったときは、住んでいる 市区町村の 役所に 登録して ください。毎年 1回、税金 (軽自動車税) を はらう 必要が あります。

■ 日本の 交通について まもってほしいこと

◇道を あるくとき

- ① 歩道<あるく人が とおる ところ>が あるところでは、必ず 歩道をとおって ください。
- ② 歩道が ないところでは、道の 右の 方を あるいて ください。
- ③ 道路を わたるときは、信号を まもって ください。信号が ないところは、横断歩道<道を わたるための しまよりの あるところ>を 使って ください。わたる まえに 左と 右の 安全を しらべて ください。車が 止まってから わたって ください。
- ④ 道へ とびだす<急に はしって出る>ことは 絶対にしないで ください。
- ⑤ 夜は 反射材<車の 電気を 受けて ひかるもの>を からだに つけるか、あかるい 色の ふくを きて ください。

- ⑥ 「歩行者横断禁止」の標識<交通のきまりを書いたしるし>がある場所では、道をわたらないでください。

◇自転車で 走るとき

- ① 自転車は 車道<車が とおる 道>を とおって ください。車道の 左の はしを はしって ください。
- ② あるいている人の じゃまをしないで ください。
- ③ 傘を さしたり、スマホを みながら 運転しないで ください。
- ④ 交差点では 止まって、まえや よこを よくみて ください。
- ⑤ 暗くなったら 電気を つけて ください。

◇自動車を 運転するとき

- ① 交通の きまりを まもって ください。信号や 標識を まもって ください。
- ② 運転免許を もっていない人や お酒を のんだ人は、ぜったいに 運転しないで ください。
- ③ 自動車に 乗るときは、必ず シートベルト<からだを とめる ベルト>をして ください。5歳までの 子を のせるときは、チャイルドシート<子どもの いす>を 使う 必要が あります。

・防犯登録<ぬすまれたときのための 手続き>

自転車は、かならず 防犯登録をする 必要が あります。自転車が ぬすまれたときや、なくなったときなど、防犯登録が あれば かえってくるかもしれません。防犯登録は、自転車の 店などで 手続きを してくれます。

・自転車等放置禁止区域<自転車を おいてはいけない ところ>

駅の まえなどは、自転車等の 放置禁止区域になっています。標識が 出ています。この 場所に 自転車や オートバイを おいたときは 撤去<役所の人が ほかのところに もっていく>されます。撤去に かかった お金などを はらう 必要が あります。自転車を おくときは 注意して ください。

◇交通事故の 相談

交通事故に あった 場合、けがや 車を なおす お金を はらうなど、いろいろな 問題が おこります。交通事故に あって こまっている人のために、千葉県には、交通事故相談所が あります。いろいろなことを している人に 相談が できます。ひみつは まもります。お金は いりません。相談は 日本語です。

ちばけんこうつうじ こそうだんじょ
〔千葉県交通事故相談所〕

ほんしよ ちばけんちやうほんちやうしや かい
 ・本所(千葉県庁本庁舎2階)

ちばしちゆうおうくいちばちやう
 千葉市中央区市場町1-1

でんわ
 電話 043-223-2264

ひがしかつしかししよ ひがしかつしかちいきしんこうじむしよ かい
 ・東葛飾支所(東葛飾地域振興事務所4階)

まつどしこねもと
 松戸市小根本7

でんわ
 電話 047-368-8000

あわししよ あわちいきしんこうじむしよ かい
 ・安房支所(安房地域振興事務所1階)

たてやましほうじやう
 館山市北条402-1

でんわ
 電話 0470-22-7132

そうだん じかん ごぜんじ ひる じ ごごじ ごごじ
 相談できる 時間は 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで

どようび にちようび しゆくじつ がつ がつ
 (土曜日、日曜日、祝日と 12月の おわりと 1月の はじめは やすみ)

*相談を うける人が 千葉県の 35 の 市と 町を まわっています。相談できる 日と 時間などについ

ては、ちかくの 交通事故相談所に きいて ください。

とうきょう ざいがいこうかん
■ 東京にある在外公館

くに なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん しゅるい 在外公館の種類
アルバニア共和国	03-3543-6861	大使館
アルジェリア民主人民共和国	03-3711-2661	大使館
アンゴラ共和国	03-5430-7879	大使館
アンティグア・バーブーダ	03-3779-1341	名誉領事館
アルゼンチン共和国	03-5420-7101	大使館
アルメニア共和国	03-6277-7453	大使館
オーストラリア連邦	03-5232-4111	大使館
オーストリア共和国	03-3451-8281	大使館
アゼルバイジャン共和国	03-5486-4744	大使館
アフガニスタン・イスラム共和国	03-5574-7611	大使館
バハマ国	03-5211-1100	注
バーレーン王国	03-3584-8001	大使館
バングラデシュ人民共和国	03-3234-5801	大使館
ベラルーシ共和国	03-3448-1623	大使館
ベルギー王国	03-3262-0191	大使館
ベナン共和国	03-6268-9360	大使館
ブータン王国	03-6275-1566	名誉総領事館
ボリビア多民族国	03-6803-4362	大使館
ボスニア・ヘルツェゴビナ	03-5422-8231	大使館
ボツワナ共和国	03-5440-5676	大使館
ブラジル連邦共和国	03-3404-5211	大使館
ブルネイ・ダルサラーム国	03-3447-7997	大使館
ブルガリア共和国	03-3465-1021	大使館
ブルキナ・ファソ	03-3485-1930	大使館
カンボジア王国	03-5412-8521	大使館
カメルーン共和国	03-5430-4985	大使館
カナダ	03-5412-6200	大使館
中央アフリカ共和国	03-3702-8808	名誉総領事館
チリ共和国	03-3452-7561	大使館
中華人民共和国	03-3403-3388	大使館
コロンビア共和国	03-3440-6451	大使館
コンゴ共和国	03-6427-7858	大使館
コンゴ民主共和国	03-6456-4394	大使館
コスタリカ共和国	03-6434-0426	大使館
コートジボワール共和国	03-5454-1401	大使館

くに なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん しゅるい 在外公館の種類
クroatia共和国	03-5469-3014	大使館
キューバ共和国	03-5570-3182	大使館
キプロス共和国	03-6432-5040	大使館
チェコ共和国	03-3400-8122	大使館
デンマーク王国	03-3496-3001	大使館
ジブチ共和国	03-3440-3115	大使館
ドミニカ共和国	03-6441-0142	大使館
エクアドル共和国	03-6441-0122	大使館
エジプト・アラブ共和国	03-3770-8022	大使館
エルサルバドル共和国	03-6804-2177	大使館
エリトリア国	03-5791-1815	大使館
エストニア共和国	03-5412-7281	大使館
エチオピア連邦民主共和国	03-5420-6860	大使館
フィンランド	03-5447-6000	大使館
フィジー共和国	03-3587-2038	大使館
フランス共和国	03-5798-6000	大使館
ガボン共和国	03-5430-9171	大使館
ジョージア	03-5575-6091	大使館
ドイツ連邦共和国	03-5791-7700	大使館
ガーナ共和国	03-5410-8631	大使館
ギリシャ共和国	03-3403-0871	大使館
グアテマラ共和国	03-5797-7502	大使館
ギニア共和国	03-3770-4640	大使館
ハイチ共和国	03-3486-7096	大使館
ホンジュラス共和国	03-4361-8142	大使館
ハンガリー共和国	03-5730-7120	大使館
アイスランド共和国	03-3447-1944	大使館
インド	03-3262-2391	大使館
インドネシア共和国	03-3441-4201	大使館
イラン・イスラム共和国	03-3446-8011	大使館
イラク共和国	03-5790-5311	大使館
アイルランド	03-3263-0695	大使館
イスラエル国	03-3264-0911	大使館
イタリア共和国	03-3453-5291	大使館
ジャマイカ	03-3435-1861	大使館
ヨルダン・ハシメット王国	03-5478-7177	大使館
カザフスタン共和国	03-3589-1821	大使館
ケニア共和国	03-3723-4006	大使館
大韓民国	03-3452-7611	大使館
コソボ共和国	03-6809-2577	大使館

くに なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん しゅるい 在外公館の種類
クウェート国	03-3455-0361	大使館
キルギス共和国	03-6453-8277	大使館
ラトビア共和国	03-3467-6888	大使館
ラオス人民民主共和国	03-5411-2291	大使館
レバノン共和国	03-6451-2981	大使館
レソト王国	03-3584-7455	大使館
リベリア共和国	03-5228-6751	大使館
リビア	03-3477-0701	大使館
リトアニア共和国	03-3408-5091	大使館
ルクセンブルグ大公国	03-3265-9621	大使館
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	03-6868-7110	大使館
マダガスカル共和国	03-3446-7252	大使館
マラウイ共和国	03-3449-3010	大使館
マレーシア	03-3476-3840	大使館
モルディブ共和国	03-6234-4315	大使館
マリ共和国	03-5447-6881	大使館
マルタ共和国	03-5404-3450	大使館
マーシャル諸島共和国	03-6432-0557	大使館
モーリタニア・イスラム共和国	03-6712-2147	大使館
モーリシャス共和国	03-3587-7590	名誉領事館
メキシコ合衆国	03-3581-1131	大使館
ミクロネシア連邦	03-6452-2540	大使館
モルドバ共和国	03-5225-1622	大使館
モナコ公国	03-3211-4994	名誉総領事館
モンゴル国	03-3469-2088	大使館
モロッコ王国	03-5485-7171	大使館
モザンビーク共和国	03-5760-6271	大使館
ミャンマー連邦共和国	03-3441-9291	大使館
ナミビア共和国	03-6426-5460	大使館
ネパール連邦民主共和国	03-3713-6241	大使館
オランダ王国	03-5776-5400	大使館
ニュージーランド	03-3467-2271	大使館
ニカラグア共和国	03-6265-0411	大使館
ニジェール共和国	03-6384-0236	名誉領事館
ナイジェリア連邦共和国	03-5425-8011	大使館
ノルウェー王国	03-5422-1200	大使館
オマーン国	03-5468-1088	大使館
パキスタン・イスラム共和国	03-5421-7741	大使館
パラオ共和国	03-5797-7480	大使館
パナマ共和国	03-3505-3661	大使館

くに なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん しゅるい 在外公館の種類
パプアニューギニア	03-3710-7001	たいしかん 大使館
パラグアイ共和国	03-3265-5271	たいしかん 大使館
ペルー共和国	03-3406-4243	たいしかん 大使館
フィリピン共和国	03-5562-1600	たいしかん 大使館
ポーランド共和国	03-5794-7020	たいしかん 大使館
ポルトガル共和国	03-6447-7870	たいしかん 大使館
カタール国	03-5475-0613	たいしかん 大使館
ルーマニア	03-3479-0311	たいしかん 大使館
ロシア連邦	03-3583-4224	たいしかん 大使館
ルワンダ共和国	03-5752-4255	たいしかん 大使館
サモア独立国	03-6228-3692	たいしかん 大使館
サンマリノ共和国	03-5414-7745	たいしかん 大使館
サントメ・プリンシペ民主共和国	03-6206-2572	めいよりょうじかん 名誉領事館
サウジアラビア王国	03-3589-5241	たいしかん 大使館
セネガル共和国	03-3464-8451	たいしかん 大使館
セルビア共和国	03-3447-3571	たいしかん 大使館
セーシェル共和国	03-3264-1022	めいよりょうじかん 名誉総領事館
シンガポール共和国	03-3586-9111	たいしかん 大使館
スロバキア共和国	03-3451-2200	たいしかん 大使館
スロベニア共和国	03-5468-6275	たいしかん 大使館
ソロモン諸島	03-3562-7490	めいよりょうじかん 名誉領事館
南アフリカ共和国	03-3265-3366	たいしかん 大使館
南スーダン	080-9443-2832	たいしかん 大使館
スペイン王国	03-3583-8531	たいしかん 大使館
スリランカ民主社会主義共和国	03-3440-6911	たいしかん 大使館
スーダン共和国	03-5729-6170	たいしかん 大使館
スウェーデン王国	03-5562-5050	たいしかん 大使館
スイス連邦	03-5449-8400	たいしかん 大使館
シリア・アラブ共和国	03-3586-8977	たいしかん 大使館
タジキスタン共和国	03-6721-7455	たいしかん 大使館
タンザニア連合共和国	03-3425-4531	たいしかん 大使館
タイ王国	03-5789-2433	たいしかん 大使館
東ティモール民主共和国	03-3238-0210	たいしかん 大使館
トーゴ共和国	03-6421-1064	たいしかん 大使館
トンガ王国	03-6441-2481	たいしかん 大使館
チュニジア共和国	03-3511-6622	たいしかん 大使館
トルコ共和国	03-6439-5700	たいしかん 大使館
トルクメニスタン	03-5766-1150	たいしかん 大使館
ツバル	03-6857-7253	めいよりょうじかん 名誉総領事館
ウガンダ共和国	03-3462-7107	たいしかん 大使館

くに なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん しゅるい 在外公館の種類
ウクライナ	03-5474-9770	たいしつかん 大使館
アラブ首長国連邦	03-5489-0804	たいしつかん 大使館
えいこく 英国	03-5211-1100	たいしつかん 大使館
アメリカ合衆国	03-3224-5000	たいしつかん 大使館
ウルグアイ東方共和国	03-6452-9150	たいしつかん 大使館
ウズベキスタン共和国	03-6277-2166	たいしつかん 大使館
バチカン市国	03-3263-6851	たいしつかん 大使館
ベネズエラ・ボリバル共和国	03-6275-2361	たいしつかん 大使館
ベトナム社会主義共和国	03-3466-3311	たいしつかん 大使館
イエメン共和国	03-6261-9026	たいしつかん 大使館
ザンビア共和国	03-3491-0121	たいしつかん 大使館
ジンバブエ共和国	03-6416-8434	たいしつかん 大使館
おしゅうれんごうだいひょうぶ 欧州連合代表部	03-5422-6001	
こくれんこうほう 国連広報センター	03-5467-4451	

日本には バハマ大使館はありません。ビザなどの 仕事は 東京の イギリス大使館が しています。注意して ください。

■ 県内の市役所、町・村役場

しちやうそんめい 市町村名	じ (ローマ字)	じゅうしょ 住所	でんわ 電話
千葉県	Chiba ken	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2110
千葉市	Chiba-shi	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5111
習志野市	Narashino-shi	〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1	047-451-1151
八千代市	Yachiyo-shi	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151
市川市	Ichikawa-shi	〒272-8501 市川市八幡 1-1-1	047-334-1111
船橋市	Funabashi-shi	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2111
浦安市	Urayasu-shi	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047-351-1111
松戸市	Matsudo-shi	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047-366-1111
流山市	Nagareyama-shi	〒270-0192 流山市平和台1-1-1	04-7158-1111
鎌ヶ谷市	Kamagaya-shi	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141
野田市	Noda-shi	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111
柏市	Kashiwa-shi	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04-7167-1111
我孫子市	Abiko-shi	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111
成田市	Narita-shi	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-22-1111
佐倉市	Sakura-shi	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-1111
よつかいどうし 四街道市	Yotsukaido-shi	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-2111
やちまたし 八街市	Yachimata-shi	〒289-1192 八街市八街 ほ 35-29	043-443-1111
いんさいし 印西市	Inzai-shi	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476-42-5111

しちょうそんめい 市町村名	じ (ローマ字)	じゅうしょ 住所	でんわ 電話
白井市	Shiroy-shi	〒270-1492 白井市復 1123	047-492-1111
富里市	Tomisato-shi	〒286-0292 富里市七栄 652-1	0476-93-1111
栄町	Sakae-machi	〒270-1592 印旛郡栄町安食台 1-2	0476-95-1111
酒々井町	Shisui-machi	〒285-8510 印旛郡酒々井町中央台 4-11	043-496-1171
香取市	Katori-shi	〒287-8501 香取市佐原 口 2127	0478-54-1111
神崎町	Kozaki-machi	〒289-0292 香取郡神崎町神崎本宿 163	0478-72-2111
多古町	Tako-machi	〒289-2292 香取郡多古町多古 584	0479-76-2611
東庄町	Tonosho-machi	〒289-0692 香取郡東庄町笹川 い 4713-131	0478-86-1111
銚子市	Choshi-shi	〒288-8601 銚子市若宮町1-1	0479-24-8181
旭市	Asahi-shi	〒289-2595 旭市 二 2132	0479-62-1212
匝瑳市	Sosa-shi	〒289-2198 匝瑳市八日市場 ハ 793-2	0479-73-0084
東金市	Togane-shi	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1	0475-50-1111
山武市	Sanmu-shi	〒289-1392 山武市殿台 296	0475-80-1112
大網白里市	Oami Shirasato-shi	〒299-3292 大網白里市大網115-2	0475-70-0300
久十九里町	Kujukuri-machi	〒283-0195 山武郡久十九里町片貝4099	0475-70-3100
芝山町	Shibayama-machi	〒289-1692 山武郡芝山町小池992	0479-77-3901
横芝光町	Yokoshiba Hikari-machi	〒289-1793 山武郡横芝光町宮川11902	0479-84-1211
茂原市	Mobara-shi	〒297-8511 茂原市道表1	0475-23-2111
勝浦市	Katsuura-shi	〒299-5292 勝浦市新官1343-1	0470-73-1211
いすみ市	Isumi-shi	〒298-8501 いすみ市大原 7400-1	0470-62-1111
一宮町	Ichinomiya-machi	〒299-4396 長生郡一宮町一宮2457	0475-42-2111
睦沢町	Mutsuzawa-machi	〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷1650-1	0475-44-1111
長生村	Chosei-mura	〒299-4394 長生郡長生村本郷1-77	0475-32-2111
白子町	Shirako-machi	〒299-4292 長生郡白子町関 5074-2	0475-33-2111
長柄町	Nagara-machi	〒297-0298 長生郡長柄町桜谷712	0475-35-2111
長南町	Chonan-machi	〒297-0192 長生郡長南町長南2110	0475-46-2111
大多喜町	Otaki-machi	〒298-0292 夷隅郡大多喜町大多喜 93	0470-82-2111
御宿町	Onjuku-machi	〒299-5192 夷隅郡御宿町須賀1522	0470-68-2511
館山市	Tateyama-shi	〒294-8601 館山市北条1145-1	0470-22-3111
鴨川市	Kamogawa-shi	〒296-8601 鴨川市横渚1450	04-7092-1111
南房総市	Minami Boso-shi	〒299-2492 南房総市富浦町青木 28	0470-33-1021
鋸南町	Kyonan-machi	〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3458	0470-55-2111
木更津市	Kisarazu-shi	〒292-8501 木更津市富士見1-2-1	0438-23-7111
君津市	Kimitsu-shi	〒299-1192 君津市久保 2-13-1	0439-56-1581
富津市	Futtsu-shi	〒293-8506 富津市下飯野 2443	0439-80-1222
袖ヶ浦市	Sodegaura-shi	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-2111
市原市	Ichihara-shi	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111

こくさいこうりゅうきょうかい

■ 国際交流協会

なまえ 名前	えいご 英語 English	じゅうしょ 住所	でんわ 電話と FAX の番号
ちばけんこくさいこうりゅう 千葉県国際交流センター	Chiba International Center	〒261-8501 千葉県美浜区中瀬 1-3 幕張テクノ ガーデン D棟14階	Tel: 043-297-0245 Fax:043-297-2753
こうざい (公財) ちばしこくさいこうりゅうきょうかい 千葉市国際交流協会	Chiba City International Association	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央 コミュニティセンター2階	Tel: 043-245-5750 Fax:043-245-5751
ならしのこくさいこうりゅうきょうかい 習志野市国際交流協会	Narashino International Association	〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼 6階	Tel: 047-452-2650 Fax:047-452-2650
やちよしこくさいこうりゅうきょうかい 八千代市国際交流協会	Yachiyo International Association	〒276-0027 八千代市村上団地2-9-103 八千代カルチャーセンター2階	Tel: 047-752-0593 Fax:047-752-0593
いちかわしこくさいこうりゅうきょうかい 市川市国際交流協会	Ichikawa International Exchange Association	〒272-0021 市川市八幡2-4-8 3階	Tel: 047-332-0100 Fax:047-332-0101
ふなばしこくさいこうりゅうきょうかい 船橋市国際交流協会	Funabashi International Relations Association	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市国際交流課	Tel: 047-436-2083 Fax:047-436-2089
うらやすしこくさいこうりゅうきょうかい 浦安市国際交流協会	Urayasu International Friendship Association	〒279-0004 浦安市猫実1-12-38 集合事務所 301	Tel: 047-381-5931 Fax:047-381-8822
こうざい (公財) まつどしこくさいこうりゅうきょうかい 松戸市国際交流協会	Matsudo International Exchange Association	〒271-0092 松戸市松戸1307-1	Tel: 047-711-9511 Fax:047-308-6789
ながれやましこくさいこうりゅうきょうかい 流山市国際交流協会	Nagareyama International Friendship Association	〒270-0144 流山市前ヶ崎625-1	Tel: 04-7128-6007
かまがやしこくさいこうりゅうきょうかい 鎌ヶ谷市国際交流協会	Kamagaya International Friendship Association	〒273-0101 鎌ヶ谷市富塚1-1-3 多文化共生推進センター	Tel: 047-442-1860 Fax:047-442-1851
のだしこくさいこうりゅうきょうかい 野田市国際交流協会	Noda International Association	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1 野田市企画調整課	Tel: 04-7123-1065 Fax:04-7122-1557
かしわしこくさいこうりゅうきょうかい 柏市国際交流協会	Kashiwa International Relations Association	〒277-0005 柏市柏 1-7-1-301 パレット柏	Tel: 04-7157-0281 Fax:04-7165-7321
あびこしこくさいこうりゅうきょうかい 我孫子市国際交流協会	Abiko International Relation Association	〒270-1166 我孫子市我孫子4-11-1 我孫子市民プラザ	Tel: 04-7183-1231 Fax:04-7183-2005
なりたしこくさいこうりゅうきょうかい 成田市国際交流協会	Narita International Friendship Society	〒286-8585 成田市花崎町760 成田市文化国際課	Tel: 0476-23-3231 Fax:0476-22-4494

なまえ 名前	えいご 英語 English	じゅうしょ 住所	でんわ 電話と FAX の番号
こうざい さくら こくさいこうりゅうきぎん (公財)佐倉国際交流基金	Sakura International Exchange Foundation	〒285-0025 さくら し かぶらぎまち 佐倉市錦木町198-2 レインボープラザ佐倉 2階	Tel: 043-484-6326 Fax:043-484-6326
よつかい どうしこくさいこうりゅうきょうかい 四街道市国際交流協会	Yotsukaido Cross Cultural Association	〒284-0003 よつかい どうししかわたし 四街道市鹿渡 2001-10	Tel: 043-312-6173 Fax:043-312-6176
やちまたしこくさいこうりゅうきょうかい 八街市国際交流協会	Yachimata City International Friendship Association	〒289-1192 やちまたしやちまた 八街市八街ほ 35-29	Tel: 043-443-1114
いんざいしこくさいこうりゅうきょうかい 印西市国際交流協会	Inzai City International Friendship Association	〒270-1327 いんざいし 印西市大森 3370	Tel:070-5519-1661 Fax:0476-42-7310
しろいこくさいこうりゅうきょうかい 白井国際交流協会	International Friendship Association of Shiroy	〒270-1431 しろいしね 白井市根116-32 川上ビル 2階202	Tel: 047-497-3040 Fax:047-497-3040
とみさとこくさいこうりゅうきょうかい 富里国際交流協会	Tomisato International Exchange Association	〒286-0221 とみさとしななえ 富里市七栄 652-1 富里市役所	Tel: 0476-93-1118 Fax:0476-93-9954
かとりしこくさいこうりゅうきょうかい 香取市国際交流協会	Katori International Friendship Association	〒287-8501 かとりしきわら 香取市佐原口 2127 かとりししみんきょうどうか 香取市市民協働課	Tel: 0478-50-1261 Fax:0478-52-4566
ちやしこくさいこうりゅうきょうかい 銚子市国際交流協会	Choshi International & Multicultural Association	〒288-0047 ちやしわかみやちよう 銚子市若宮町1-1	Tel: 0479-24-8904 Fax:0479-25-4044
そうさしこくさいこうりゅうきょうかい 匝瑳市国際交流協会	Sosa International Friendship Association	〒289-2198 そうさしやうかいちば 匝瑳市八日市場ハ 793-2 そうさしきかくか 匝瑳市企画課	Tel: 0479-73-0081 Fax:0479-72-1114
とうがねこくさいこうりゅうきょうかい 東金国際交流協会	Togane International Friendship Association	〒283-0068 とうがねし 東金市東岩崎1-1	Tel: 0475-55-1371 Fax:0475-55-1371
おおあみしらさとこくさいこうりゅう 大網白里市国際交流 きょうかい 協会	Oami-Shirasato International Friendship Association	〒299-3251 おおあみしらさとし 大網白里市大網115-2 おおあみしらさとしきょういんかいしやうが 大網白里市教育委員会生涯学習課	Tel: 0475-70-0380 Fax:0475-72-9115
もばらしこくさいこうりゅうきょうかい 茂原市国際交流協会	Mobara International Friendship Association	〒297-8511 もばらしどうびやう 茂原市道表 1 茂原市企画政策課	Tel: 0475-20-1651 Fax:0475-20-1603
いすみこくさいこうりゅうきょうかい いすみ市国際交流協会	Isumi-city International Exchange Association	〒298-8501 いすみし いすみ市大原7400-1 いすみし いすみ市学校教育課	Tel: 0470-62-3621 Fax:0470-62-2835
おおたきまちこくさいこうりゅうきょうかい 大多喜町国際交流協会	Otaki International Association	〒298-0216 いすみぐんおおたきまち 夷隅郡大多喜町大多喜93 おおたきまちきかくか 大多喜町企画課	Tel: 0470-82-2112 Fax:0470-80-1951
おんじゆくまちこくさいこうりゅうきょうかい 御宿町国際交流協会	Onjuku International Friendship Association	〒299-5192 いすみぐんおんじゆくまち 夷隅郡御宿町須賀1522 おんじゆくまちさんぎやうか 御宿町産業観光課	Tel: 0470-68-2513 Fax:0470-68-3293
たてやまこくさいこうりゅうきょうかい 館山国際交流協会	Tateyama Kokusai Koryu Kyokai	〒294-0054 たてやまし 館山市354-6 湊 299-20	Tel: 0470-28-5468 Fax: 0470-28-5468

なまえ 名前	えいご 英語 English	じゅうしょ 住所	でんわ 電話と FAX の番号
かもがわしこくさいこうりゆうきょうかい 鴨川市国際交流協会	Kamogawa International Relations Association	〒296-8601 かもがわしまごすか 鴨川市横渚 1450	Tel: 04-7093-5931 Fax:04-7093-7856
みなみぼうそうこくさいこうりゆうきょうかい 南房総国際交流協会	Minamiboso International Exchange Association	〒299-2492 みなみぼうそうしとみうらまちあおき 南房総市富浦町青木28 みなみぼうそうしきかくざいせい 南房総市企画財政課	Tel: 0470-33-1001 Fax:0470-20-4598
きさらづしこくさいこうりゆうきょうかい 木更津市国際交流協会	Kisarazu International Friendship Association	〒292-0055 きさらづしあさひ 木更津市朝日3-10-19	Tel: 0438-25-0282 Fax: 0438-25-0282
きみつしこくさいこうりゆうきょうかい 君津市国際交流協会	Kimitsu International Exchange Society	〒299-1152 きみつしくぼ 君津市久保 2-11-21	Tel: 0439-54-9877 Fax:0439-54-9877
ふつつしこくさいこうりゆうきょうかい 富津市国際交流協会	Futtsu International Relationship Association	〒293-8506 ふつつししもいの 富津市下飯野2443	Tel: 0439-80-1223 Fax:0439-80-1350
そでがうらしこくさいこうりゆうきょうかい 袖ヶ浦市国際交流協会	Sodegaura International Friendship Association	〒299-0292 そでがうらしきかどいちば 袖ヶ浦市坂戸市場1-1 そでがうらししみんきょうどうすいしんか 袖ヶ浦市市民協働推進課	Tel: 0438-62-3102 Fax:0438-62-3877
いちほらしこくさいこうりゆうきょうかい 市原市国際交流協会	Ichihara International Association	〒290-8501 いちほらしこくぶんじだいちゅうおう 市原市国分寺台中央1-1-1 いちほらしじんけんこくさいか 市原市人権国際課	Tel: 0436-23-9826 Fax:0436-21-0332

「ハローちば」

せいかつほん にほんご
生活の本(やさしい日本語)

つくった日: 2024年 3月

つくったところ: 千葉県総合企画部国際課